

紀美野町第4回定例会会議録

平成29年12月12日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成29年12月12日（火）午前9時07分開議

- 第 1 議案第88号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する
条例について
- 第 2 議案第89号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について
- 第 3 議案第90号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条
例について
- 第 4 議案第91号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第92号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 6 議案第93号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
について
- 第 7 議案第94号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）につ
いて
- 第 8 一般質問
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君

6番 西口 優 君
7番 北道 勝彦 君
8番 向井中 洋二 君
9番 伊都 堅仁 君
10番 小椋 孝一 君
11番 美濃 良和 君
12番 美野 勝男 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	橋戸 常年 君
消防長	家本 宏 君
総務課長	細峪 康則 君
企画管財課長	坂 詳吾 君
住民課長	仲岡 みち子 君
税務課長	中谷 昌弘 君
保健福祉課長	湯上 ひとみ 君
産業課長	米田 和弘 君
建設課長	井村 本彦 君
教育次長	湯上 章夫 君
会計管理者	北山 仁 君
水道課長	山本 訓永 君
まちづくり課長	西岡 靖倫 君
美里支所長	山口 典子 君
代表監査委員	向江 信夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君
次 長 井 戸 向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、執行部より議案第 88 号から議案第 94 号の提出があり、本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議いただき、日程につけ加えていますので、御報告し御了承願います。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9 時 07 分）

◎日程第 1 議案第 88 号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 2 議案第 89 号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 3 議案第 90 号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 4 議案第 91 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

◎日程第 5 議案第 92 号 平成 29 年度紀美野町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 1、議案第 88 号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、日程第 2、議案第 89 号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第 90 号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第 4、議案第 91 号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について及び日程第 5、議案第 92 号、平成 29 年度紀美野町一般会計補正予算（第 7 号）について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、本日提出させていただきました議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 88 号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 12 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、1 ページから 2 ページをごらんください。

第 1 条、紀美野町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中、100 分の 170 を 100 分の 175 に改める。これにつきましては、本年 12 月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第 2 条、紀美野町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中、にあつては 100 分の 155 を 100 分の 157.5 に、にあつては 100 分の 175 を 100 分の 172.5 に改める。これにつきましては、平成 30 年度以降において 6 月期と 12 月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により年間 0.05 カ月分期末手当がふえることとなります。つまり現行では、期末手当が年間 3.25 カ月分支給されておりますが、これが改正後は 3.3 カ月となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

また、条例第 1 条の適用前に支給した期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第 88 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 3 ページをごらんください。

議案第89号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員の給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、3ページから4ページをごらんください。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中、100分の170を100分の175に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中、100分の155を100分の157.5に、100分の175を100分の172.5に改める。これにつきましては、平成30年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。

この改正によりまして年間0.05カ月分期末手当がふえることとなります。つまり現行では期末手当が年間3.25カ月支給されておりますが、これが改正後は3.3カ月となります。

附則の内容につきましては、先ほどの条例改正で説明させていただいたものと同様でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第89号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第90号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方

自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では、5ページをごらんください。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中、100分の170を100分の175に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、適用前に支給した期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第90号の説明とさせていただきます。

続きまして、7ページをお開きください。

議案第91号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、かつ行政職給料表2の職務を見直すことに伴い、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、6ページから27ページをごらんいただきたく存じます。

この件につきましては、人事院により国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の改正に関する勧告を受け、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されました。また、県人事委員会による勧告もあり、これに準じて条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、まず改正条例第1条について御説明を申し上げます。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については、100分の85を100分の95に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の105を100分の115に、再任用職員については、100分の40を100分の45に、ただし、再任用の職員の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の50を100分の55にそれぞれ改めるものでございます。

次に、初任給、若年層に重点を置き、給料月額の上上げを行うため、第1表、別表第1、別表第2及び別表第3を改正してございます。これらの別表につきましては、議案書8ページから16ページに掲載してございます。

その中で11ページから14ページにわたりまして、技能労務職員に適用する別表第2、行政職給料表(二)を掲載してございまして、その右の欄、3級、給料月額欄を加えてございます。これにつきましては、議案書16ページの医療職給料表の下にございまして別表第4、イ、級別職務分類表、行政職給料表(二)に3級、高度な知識又は相当な経験を必要とする業務を行う調理員又は校務員の職務を追加するのに伴うものでございます。

続きまして、議案書の16ページの中段、改正条例第2条につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表では、26ページでございます。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、再任用職員以外の職員については、100分の85を100分の90に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部につきましては、100分の115を100分の110に、再任用職員については、100分の40を100分の42.5に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の55を100分の52.5にそれぞれ改めるものでございます。

この改正によりまして再任用職員以外の職員の勤勉手当は、年間0.1カ月分ふえることになり、期末勤勉手当は年間4.3カ月分から4.4カ月分となります。

議案書の16ページをごらんください。

附則についての御説明を申し上げます。

第1条では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条

の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、改正条例第1条の規定による改正後の給料月額につきましては、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第91号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第92号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度紀美野町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,511万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年12月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

19ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。

歳入歳出ともに補正額の増減はございません。

それでは、歳出について少し説明をさせていただきます。

23ページから29ページにわたってございます。

1款議会費から9款教育費までの給料、職員手当等共済費、特別会計への繰出金の補正は、そのほとんどが人事院勧告に伴うものでございまして、818万9,000円の増額、片や財政調整基金の積立金で818万9,000円を減額しておりますので歳出の補正は0円でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第92号の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

◎日程第6 議案第93号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（美野勝男君） 日程第6、議案第93号、平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) それでは、本日提出の議案書30ページをお開きください。

議案第93号、平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成29年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,938万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年12月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、議案書35ページをお開きください。

今回、歳入歳出とも全て人事院勧告による人件費の補正に伴うものでございます。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金9,000円の増額補正につきましては、一般介護予防事業の9万5,000円の増額に対する9.7%分でございます。

続く2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業1万9,000円の増額は、一般介護予防事業の増額に対する20%分、また、3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外4万6,000円の増額につきましては、総合相談事業費6万5,000円の増額及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費5万5,000円の増額に対する39%分でございます。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金2万6,000円の増額補正につきましては、一般介護予防事業の増額に対する28%分でございます。

5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の1万1,000円の増額は、一般介護予防事業の増額に対する12.5%分、また、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の2万3,000円の増額につきましては、総合相談事業費及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額に対する19.5%分でございます。

次に、議案書36ページをごらんください。

7 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業交付金、介護予防日常生活総合相談事業 1 万 1,000 円の増額補正は、一般介護予防事業の増額に対する 12.5%分及び 3 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 2 万 3,000 円の増額補正につきましては、総合相談事業費及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額に対する 19.5%分でございます。

4 目事務費繰入金 7 万 5,000 円の増額補正は、一般管理費に係る増額分でございます。

次に、議案書 37 ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 7 万 5,000 円の増額補正につきましては、事務職員 3 名分でございます。

3 款地域支援事業費、2 項 1 目一般介護予防事業費 9 万 5,000 円の増額補正につきましては、保健師 1 名分でございます。

続く 3 項 1 目総合相談事業費 6 万 5,000 円の増額補正は、社会福祉士 1 名及び 2 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 5 万 5,000 円の増額補正については、主任介護支援専門員 1 名分でございます。

次に、議案書 38 ページをごらんください。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 4 万 7,000 円の減額補正につきましては、今回の補正に伴う保険料不足を補うためのものです。これによる基金残高は 1,376 万円となる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第 7 議案第 94 号 平成 29 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

○議長 (美野勝男君) 日程第 7、議案第 94 号、平成 29 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) について議題とします。

説明を願います。水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) それでは、本日提出の議案書の 40 ページをお開きく

ださい。

議案第94号、平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）

総則、第1条、平成29年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正、第2条、平成29年度紀美野町上水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用1億815万4,000円、補正予定額0円、計1億815万4,000円、第1項営業費用9,810万円、補正予定額12万9,000円、計9,822万9,000円、第3項、予備費55万5,000円、補正予定額12万9,000円の減、計42万6,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算、第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費3,069万9,000円、補正予定額12万9,000円、計3,082万8,000円。

平成29年12月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

42ページをお開きください。

平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、既決予定額9,810万円を12万9,000円増額し、計9,822万9,000円とするものでございます。

2目配水及び給水費で12万8,000円、4目業務及び総係費で1,000円の増額補正でございます。

これらにつきましては、人事院勧告に伴う職員の給料、手当、法定福利費の増額をお願いするものでございます。

3項予備費で既決予定額55万5,000円を12万9,000円減額し、計42万6,000円としております。

補正後の1款水道事業費用の額に変わりはありません。

43ページをお開きください。

平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローを載せてございます。これは今回の補正に対する人件費の支払いを反映した表となっております。人件費の支出において議決予定額3,061万3,000円を予定支払額12万9,000円の増により計3,074万2,000円とするものでございます。

以上により業務活動によるキャッシュ・フローは、既決予定額1,706万6,000円を予定支払額12万9,000円の増額により計1,693万7,000円とするものでございます。

なお、資金期末残高は計2億5,730万2,000円となります。

44ページと45ページには予定貸借対照表を載せてございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（水道課長 山本訓永君 降壇）

◎日程第8 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第8、一般質問を行います。

今定例会より一般質問は一問一答方式とします。事前に配付しております紀美野町議会一般質問実施要領にて行います。質問回数に制限はありませんが、質問時間は答弁を含め60分です。

執行部は、的確な答弁をお願いします。また、答弁者は、質問の復唱することのないようお願いします。

また、質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように次に何々について再質問しますと発言願います。

一般質問の通告は8人です。通告順に従い、順次質問を許可します。

6番、西口 優君の質問を許可します。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） おはようございます。

まず1点目です。公有財産について。

①として、配布された平成28年度財産に関する調書によると、27年度で本庁舎敷

地面積が5,644平方メートルあったものが28年度で3,648平方メートルとなり、1,996平方メートルの減少となっています。一般論として、当初の5,644平方メートルについても、用地取得時に実測して坪単価掛ける実測面積に対して相応の対価が支払われているはずであります。まさか何もない架空の土地に支払われたとは思いません。紀美野町の一等地、金額にしても大変な金額だと思います。以前の数字5,644平方メートルにも根拠があり、新しい3,648平方メートルにも根拠があるはずであります。役場本庁舎は用地取得後、地籍調査も行われています。今ごろになって少なかつたいうものでもありません。町民に対する説明責任もあります。どうなっているのか。

②として、この調書によると各担当課が管理している土地についても増減があります。用地取得したとか売却したとかは議会では聞かされていません。どうなっているのか。

2点目です。重要書類の保管状況について。

9月議会一般質問で固定資産税の支払い義務者という質問をしましたが、名義変更ができていなくても代表者を決めていただいて固定資産税を支払ってくれるという同意書をいただいているという話でしたが、古い年月により同意書の保管がわからないという。契約書や同意書は交わした時点から効力の発生するもので時効はありません。契約書やそれに類する書類の保管状況はどうなっているのか。

3点目です。紀美野町の表層崩壊について。

①として、さきの9月議会で被害が予想される地域のハザードマップについて質問いたしましたが、意外と緊急性を感じていないような答弁でした。今回、中田地区・奥佐々地区・梅本地区・鎌滝地区では大変な被害が出ました。9月議会の再答弁では、県は1,000カ所の危険箇所のうち、既に65%を調べてくれているとの答えでしたが、今回の場所は1,000カ所に入っているのか。

②として、たまたま人的被害がなかったものの、もし人や車が巻き込まれていたらと思うと恐ろしくもなります。災害は待ってくれません。住民の危険意識の啓発にハザードマップはもっと緊急性を持って対応すべきでないのか。

4点目です。生活支援サポーターについて

①として、11月の回覧板で生活支援サポーター養成講座というのがありました。修了者は紀美野町認定の生活支援サポーターとして町内の事業所等に登録し、買い物や掃除など簡単な生活支援を有償で提供することができますと書かれていますが、サポーター利用状況はどのようなものか。

②として、車に乗せて買い物に連れて行った場合、無償だと任意保険の対象となりますが、有償だと事故に遭った場合、搭乗者保険の対象となりにくい気がします。保険業法との関係はどうか。

5点目です。空き家の有効活用について。

紀美野町の空き家が800軒を超えているという。岐阜県山県市では、空き家バンクとして空き家を売却したい人の登録を募集し、全国の田舎暮らしを希望する人向けに公開し、購入希望者を募集しています。ネットでは、売り物件の地域、写真と金額、詳細が表示され、わかりやすいものです。人口減少を食いとめるためには、空き家率を減らすのが近道のような気がします。あくまでも個人の持ち物ですから、売りたい、貸したいとの意向を聞いて、希望のある方には紀美野町のホームページでも売り家、貸し家を全国に向けて発信することはできないものか。

6点目です。町民一斉清掃について。

台風21号のあと、あるところで80歳を過ぎたであろう高齢者3人で溝掃除を行ってくれていました。4日目だという。また、別のところでは、県道の管理は草刈りを含め県がしてくれるのに町道の維持管理は町がやってくれないのかと御意見をいただきました。町内で高齢者ばかりの限界集落がふえてきています。集落の半数が空き家のようなところもあり、少ない人数でより多くの面積を清掃しなければなりません。町民一斉清掃の今後についてはどのように考えているのか。

7点目、NTTとの協定について。

9月25日、NTT西日本と紀美野町が高齢者の買い物を支援しようとテレビ電話を通じて注文を行い配達してもらうなど、協力して最新の情報通信技術を活用すると報じていました。将来的には、タブレット端末などを活用した子供たちの授業の支援や遠隔医療のサービス、それに緊急防災無線情報の配信などさまざまな分野で情報通信技術を活用したサービスを検討していくとも報じていましたが、現実問題として高齢者にとってタブレットなどは便利であってもなじみの薄いものです。どのように浸透させていくつもりか。

8点目です。絵柄入りナンバープレートについて。

原動機付自転車向け絵柄入りナンバープレートは、和歌山市でも採用されていて、全国441市町村で導入されているという。地域振興・観光振興に貢献するために走る広告塔として利用されているとのこと。紀美野町でもきみちょんなどをプリントしたナン

パープレートを発行することはできないものか。

9点目です。水道水の安定供給について。

台風にて10月23日、長時間の断水がありました。水道課職員には給水車で回ってくれるなど大変御苦勞であったと推察するところですが、水道がとまれば生活の基盤がとまってしまい、皆様から多くの御意見をいただきました。最近の気候は、異常気象がいつ起こっても当たり前になってきています。これからも川の水が濁流になることが予想される場所です。ライフラインの維持管理に抜本的な対策はどうなっているのか。

10点目です。セミナーハウス未来塾の閉館後について。

9月議会、町長の行政報告では、施設の老朽化のため来年3月をもって閉館するという。今まで未来塾は、地域資源を高度に活用し、都市との交流を図り、山村地域における産業の活性化拠点施設として知識と技術の交流を行い、もって本町の住民の生活の向上を促進するため、セミナーハウス未来塾を設置するとなっていました。3月末ということになりますと町長選挙の後になりますから、現時点では難しいかもわかりませんが、セミナーハウス未来塾閉館後の青写真はどのように考えているのか。

11点目です。過疎地の選挙投票対策について。

さきの衆議院選挙時、島根県浜田市では、山間部の交通手段を持たない方々の投票の機会を確保するためとして、移動手段が難しい高齢者を対象に車での移動式の期日前投票所を設けていると報じていました。紀美野町においても、同じように高齢者だけの住まいの方が多く見られます。このような方々の投票の機会の確保に車での移動式の期日前投票所を設けてはどうか。

12点目です。災害備蓄食料について。

南海地震が近い将来予測されますが、紀美野町においては津波の心配は少ないと思われる場所です。和歌山県は、海に隣接していて地震が起これば被災者の多くが紀美野町でも受け入れることとなります。そこで疑問です。当然、食料の備蓄についてもそれなりの用意があると思われる場所ですが、賞味期限のあるものです。年度別に毎年備蓄して、毎年一定の商品を消化する運用ランニングはどうなっているのか。

13点目です。集会所の整備について。

①として、動木・本郷集会所のトイレが和式になっていて高齢者には使いにくいという。これを聞いたとき、町内の公的施設にも同じ用に和式トイレしかない施設が多いのではないかと心配するところでございます。生活習慣が変わってきて高齢者には身体に

負担が少ない洋式トイレのほうがあっていると思います。高齢者の使用が前提となっている施設の洋式トイレ普及率はどうなっているのか。

②として、災害時避難した場合、外の情報が必要ですが、毛原中集会所はテレビがないという。これでは心配が増幅されます。テレビ設置の必要性と他の避難場所についてもどうなっているのか。

以上です。

(1番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。
企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、西口議員の1番目の公有財産についての1つ目の御質問にお答えをいたします。

平成26年の国からの通知で、今後の地方公会計の整備促進についてということで、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところであり、現行、公有財産を管理するための公有財産台帳等の各種台帳を備えることとなっておりましたが、今回、資産価値に係る情報も加えた会計と連動した固定資産台帳を整備することとなったもので、それに伴い固定資産等の再整備を行いまして、それをもとに財産に関する調書を作成いたしました。

この公有財産の土地につきましては、道路、橋梁、河川等を除く土地の状況を記載しております。

議員御指摘の平成28年度財産に関する調書の中の本庁舎の土地の面積につきましては、前年度末現在高が5,644平方メートル、決算年度末現在高が3,648平方メートルで、決算年度中増減高がマイナス1,996平方メートルとなっておりますが、これは前年度までの財産に関する調書において役場下の県道から役場の敷地に至る進入道路も含め本庁舎の面積としておりましたが、今回の財産に関する調書において今申し上げました進入道路、町道さかえ線と言いますが、その面積を削除したことにより全体の面積が減少したものであります。

次に、2つ目の御質問につきましては、町が財産の取得または処分を行う場合、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、土地につきましては、予定価格700万円以上かつ1件5,000平方メートル以上の

場合、議会の議決を得ることとなっており、その他の場合は決算において議会に報告させていただきますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 私からは、まず西口議員の2点目の重要書類の保管状況についての御質問にお答えをいたします。

行政の文書には、住民に対して説明責任を果たすという重要な役割があります。その役割を果たすため、その所在や記録が決められた方式によって誰でも客観的にわかる形で管理する必要があります。

このため役場では、文書取扱規程を設け、文書を共通のルールで文書管理システムに登録し、各課において適正に管理することとしてございます。将来にわたって文書を探しやすくするため、文書には必ず文書の分類番号と保存年限を記載しております。保存年限につきましては、第1種から第5種の5種類に分けそれぞれ永久保存、10年間保存、5年間保存、3年間保存、1年間保存としております。

なお、永久保存の文書については、10年ごとに必要性を精査し、保存の要否を決定することとしております。

ただ、平成14年に情報公開制度が確立され、旧野上町、旧美里町とも文書の管理には十分取り組んでまいりましたが、平成14年以前の文書につきましては、残念ながら確認できないものもあるかと思われま

す。職員には適正に文書を管理することは重要な業務であることを再認識してもらう必要があります。文書は常に丁寧に取り扱いとともに、その受け渡しを確実にを行い、破損、汚損または紛失しないように徹底してまいりたいと考えております。

次に、西口議員の3点目の紀美野町の表層崩壊についての御質問にお答えをいたします。

まず1つ目なのですが、梅本地区及び中田地区につきましては、調査済みの土砂災害の危険区域に含まれておりました。奥佐々地区につきましては、台風21号の時点では調査は済んでおりましたが、告示期間中であったということでございます。

調査が済んでいたため、県から早目の避難の情報提供を受けることができ、早目の避

難を促せたことになりました。

なお、国道370号鎌滝地内の道路の欠落は、河川の増水の影響によるものでございます。

2つ目の9月議会でハザードマップはできるだけ早い時期に作成に取りかかり、全戸に配布するとともに、自主防災組織等の訓練や研修を通じ早い時期での避難を心がけることをさらに周知してまいりたいと私答弁させていただきました。

作成には多額の費用と相当な期間を要します。作成までの間は、住民の皆さんには情報発信に重きを置いて、早目、早目の避難を防災無線等を通して行ってまいりたいと思っております。

次に、7点目、NTTとの協定についての御質問にお答えをいたします。

紀美野町は、9月25日にNTT西日本和歌山支店と協定を締結しました。これは第2次紀美野町長期総合計画に基づいたまちづくりにおいて、ICTの利活用に関して、連携し協力することを狙いとするもので2年間を予定してございます。

現在は、NTT職員と役場の若手職員11名と研究会を行っており、町にどのような課題があるのか、ICTにはどのようなものがあり、どのように使えば効果的かを学び、どのように課題を解決すればよいかなどを話し合っているところでございます。

このような共同の活動を通じて町独自性や利用する住民の皆さんに合った仕組みづくりをNTTと協議・研究を行ってまいりたいと考えております。

御質問の高齢者のタブレット端末の浸透方法についてでございますが、現在は導入するか否かの段階ではありませんので明確な回答は申し上げられません。将来的にタブレットを導入することになりましたら、いろんな機会を捉えまして高齢者向けに講習会を行うなど、タブレットの操作になれていただけるような仕組みづくりをつくる必要になると考えております。

次に、11点目の過疎地の選挙投票対策についての御質問にお答えをいたします。

高齢化が進む中、当町においても移動手段を持たない高齢者がふえており、また、ひとり暮らしであるため家族等に送迎してもらうことも難しいという方もふえているという認識はしております。そのような方々にとっては、投票に行くことも困難であり、議員御指摘のとおり、浜田市が行っているような移動期日前投票所の取り組みは非常に利便性の高い取り組みであるということは理解をしております。

しかし、一方で、期日前投票を実施するに当たっては、選挙事務に多数の職員を要す

るところであり、本年10月に執行されました衆議院議員総選挙時において、期日前投票における選挙事務には11日間で延べ140人の職員を要し、全庁挙げて取り組んだところでもあります。

行政事務が年々増加する中で、職員の定員適正化計画のもと、今後ますます職員が減少していく状況にあつて移動期日前投票についても取り組むというのは、現時点では非常に困難であります。

また、浜田市の場合ですと、投票所の統廃合とあわせてその代替措置として移動期日前投票所を導入したという経緯もございます。

当町といたしましては、公職選挙法上あくまでも投票日当日、投票所において投票することが原則とされている中で、各地域においてできるだけ投票所において投票がしやすいよう可能な限りきめ細かく投票所を開設すべく町内に21カ所の投票所を設けているところでもありますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、西口議員の12点目、災害備蓄食料についての御質問にお答えをいたします。

災害用の備蓄食料につきまして、当町には保存食9,880食と保存水500ミリリットルのペットボトルが9,650本備蓄してございます。

保存食の賞味期限につきましては、5年のものと25年のものを備蓄しておりまして、五目御飯などの味つけの御飯、雑炊、ビスケット、シチューなどをそろえております。また、保存水につきましては、10年間保存できる水を備えております。

御質問の消費期限に伴う運用のランニングでございますが、毎年500食程度の保存食が賞味期限を迎えます。これら年度内に賞味期限を迎えるものにつきましては、自主防災組織の訓練などにおきまして調理訓練等に有効に利用していただいております。

また、使用して減った分につきましては、毎年補充しており、平成29年度につきましても500食を購入する予定としております。

なお、保存水につきましても、近年購入しているものは10年保存水であるので、近く賞味期限を迎えるものはありませんが、今後、賞味期限を迎える保存水につきましても、訓練で配布したり、会議のお茶のかわりに有効活用をしていきたいと考えております。そしてまた、同様に使用した減少分は補充してまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、西口議員の13点目の集会所の整備についての御質問にお答えをいたします。

地域コミュニティの場として活用されている地区集会所は、現在、町内に71施設ご

ざいます。

その中で洋式トイレの普及率等でございますが、これらの施設の洋式トイレの普及率については、現在、約8割の施設で洋式トイレを設置しておりまして、とりわけ平成に入ってから建築した施設につきましては、ほとんどの施設が洋式トイレとなっております。また、和式トイレを設置していた集会所につきましても、地区からの洋式トイレを設置してほしいという要望をいただき、平成22年から28年間の5年間で12施設のトイレを洋式化してまいりました。

地区の集会所は、地区住民の皆様が集まってさまざまな会合や行事を行う交流の場があります。今後も利用される方々の高齢化に合わせてトイレの洋式化なども含め集会所の修繕に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、テレビの設置等はどうなっているのかという御質問なんですが、町内の避難場所は大半が地区集会所となっております。従来から集会所にはテレビなど娯楽設備は町では設置してございませんので、設置については地区住民の皆さんで御相談をいただきたいと思っております。

また、災害時に情報が入ってこないのはとても不安で心細いものでございます。災害にもよりますが、停電や転倒などで家電製品が役に立たない場合も想定されます。そのような場合、ラジオが有効であると全国の災害現場で実証済みでございます。家庭での備蓄物資の推奨品の中にもラジオが入っておりまして、備蓄物資の周知にも取り組んでいきたいと考えております。まずは全避難所にラジオを置きたいと考えておりますので御理解をいただきたいと存じます。

以上、西口議員の御質問のお答えとさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長 湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私のほうから西口議員の4番目の御質問、生活支援サポーターについてお答えいたします。

まず、1つ目の生活支援サポーターの利用状況についてでございます。

生活支援サポーターとは、紀美野町が実施している一定の研修を修了された方で、平成29年度より始まりました介護予防・日常生活支援総合事業、以下、総合事業と申します。において要支援の認定や基本チェックリストの確認により、事業対象者と認定さ

れた高齢者に対し、買い物や掃除、調理など高齢者の体に触れない簡単な生活援助を資格のある訪問介護員にかわり提供することができます。

町では、昨年度から養成講座を計7回開催し、40名が修了しています。生活支援サポーターは、訪問介護事業所に所属し、生活支援を提供することとなりますが、現時点では紀美野町社会福祉協議会のみとなっております。

講座修了者のうち生活支援の業務を希望されるサポーターの方は、直接社会福祉協議会に申し出を行い、社会福祉協議会の職員が業務内容や待遇等について説明した上で事業所に登録する流れとなっております。現時点での登録者は2名で、活動実績はまだないと聞いております。

その理由として、総合事業開始前から訪問介護を利用している方への経過的な運用が考えられます。以前から資格を有する訪問介護員によるサービスを利用している方については、混乱を避けるため、従来の訪問介護員が引き続きサービスを提供しております。

生活支援サポーターによる支援は、基本的に新規の利用者を想定しておりますが、平成29年10月サービス提供分を見ますと、本年4月以降に新規で訪問型サービスの利用を開始した方は10名あります。うち生活支援サポーターによるサービス提供体制が整った後に利用に至った利用者は6名ですが、サービス導入時に介護サービス等の調整を行う介護支援専門員が利用者の状況を踏まえ、本人や家族等と検討した結果、訪問介護員による支援に至ったと聞いております。

町としても、生活支援などのサービスの担い手をふやすことで介護人材の不足を解消するだけでなく、地域での支え合いにつながる取り組みとして生活支援サポーターの活躍に期待するところは大変大きいものです。

町の各地区に生活支援サポーターが存在し、地域での支え合いが全庁的に広がるよう今後も養成講座を継続するとともに、生活支援サポーターの周知と活用について介護支援専門員などを通じ積極的に働きかけていきたいと考えております。

次に、2つ目の自動車に高齢者を同乗させた場合の自動車保険についての御質問についてです。

1つ目でも申し上げましたとおり、生活支援サポーターは買い物や掃除、調理などの生活援助のみを提供することとなっており、生活支援サポーターが移送サービスを提供することはできませんので御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） まちづくり課長、西岡君。

（まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇）

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の5番目の御質問にお答えいたします。

空き家の有効活用についてということで、現在、空き家バンクの運用に関しましては、平成27年度から和歌山県で実施しております。また、県内の市町村単独運営としましては、海南市、印南町、紀の川市が運用しています。

空き家バンク開設以降、当課及びきみの定住する会へ空き家の相談に来られた方で特に売買を希望される方におきましては、町に登録していただけるか、不動産業者に登録されるか、県の空き家バンクに登録されるか選択肢を提示させていただいております、所有者にその選択をお願いしております。

賃貸を希望される方におきましては、町に登録いただくようお願いしておりますが、所有者の状況により県の空き家バンクや不動産業者に御登録いただくことも説明しております。県の空き家バンクの登録に関しましては、空き家の登録条件等の中に新耐震基準も盛り込まれており、少しばかり厳しい状況であることも説明しております。

また、本年10月からは、全国空き家バンクの運用が開始されました。各自治体の空き家バンクの情報を一元化することが目的で、国土交通省のモデル事業としまして民間の2企業における登録制度がスタートしております。

紀美野町におきましての登録等は、これまでも県や国の制度にのっとり進めてまいりましたが、今後も同じような形でPRしていったり、そういうことを進めていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます

（まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇）

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

（教育次長 湯上章夫君 登壇）

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうから西口議員の6番目と10番目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、6番目の質問でございます。町民一斉清掃について。

町民一斉清掃は、子供から大人まで地域みんなが力を合らし、自分たちの住む地域を自分たちの力で美しくするという趣旨を皆様方に御理解いただき続けてきております。

区長様を初めお世話いただきます皆様には、今後も地域でできる範囲で実施していた

だきたいと御案内していきたいと考えます。

実施できる範囲とは、最優先した安全性、場所、時間、方法などを考慮した範囲でございます。決して無理をせず、地域の方々がお互いの労をねぎらい、笑顔で言葉を交わしながら実施できる。また、そんな中で地域の課題や問題が出され、また気づかれ、それに取り組む姿勢につながれば、よりよい一斉清掃活動になると思っております。

生活に支障を来すが、一斉清掃では解決できないというようなことでありましたら、区長様に御相談いただければと考えます。

以上、1つ目の御答弁とさせていただきます。

続きまして、10番目のセミナーハウス未来塾の閉館後についてお答えさせていただきます。

セミナーハウス未来塾は、元国吉小学校校舎を利用し、昭和63年から都市との交流、山村地域における産業の活性化拠点施設として運営しており、平成21年度から指定管理を開始しています。

施設は大きく分けて手前から本館、管理棟、研修棟、料理実習棟で、本館、管理棟、実習棟は昭和63年に、研修棟は昭和30年の建築となっております。研修棟は、築後62年を経過し、大変老朽化しておりますので解体を考えております。

一方、本館や管理棟、実習棟は比較的新しいものなのでいろいろな方面から有効活用できるように検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、6問目の西口議員御質問の町道の維持管理について、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、紀美野町内の国道、県道の状況につきましては、国道1路線、県道7路線が通っております。総延長約80キロと聞いております。維持管理につきましては、県が行っております。

一方、町道につきましては、現在777路線、409キロの延長がございます。管理につきましては、地元の協力を得ながら、区長さんを通じての要望により、材料支給、除草剤の支給などの原材料支給、また、道路改良や改修の工事の要望をいただいて対応

している現状でございます。

草刈りにつきましては、一部を除き地域に密着した道路については、地元で実施していただいているのが現状でございます。

先ほど述べたとおり、県道の5倍の延長全て町が管理することは、限られた予算の中では非常に難しいことであると考えますので、今後においても地元の協力が不可欠でありますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) ただいまの西口議員の御質問につきまして、私のほうからは8番目の絵柄入りナンバープレートについてのお答えをさせていただきます。

原動機付自転車のナンバープレートにつきましては、軽自動車税の課税標識として納税者に無料で交付しているものでございます。

原動機付自転車は、エンジンなどの総排気量125cc以下の車両をいい、本町の4月時点での登録台数を申し上げますと、総排気量が50cc以下、90cc以下並びに125cc以下の総台数は1,663台でございます。

この原動機付自転車のナンバープレートの色は変えられませんが、ナンバープレートの縦、横の大きさが総務省通達で決められております規格、縦が10センチメートル、横が20センチメートル以下で、安全性や視認性を確保したものであれば、独自のナンバープレートをデザインすることができることから、最近では県内の自治体でも導入されている団体がございます。

県内の導入状況でございますが、和歌山市を含む6市町村で導入をされ、種類につきましては、50cc以下のナンバープレートが主なものでございます。

導入に当たっての課題及び費用対効果を調査してみますと、初期導入に当たっての課題といたしまして導入経費の問題がございます。

紀美野町の場合、現在、ナンバープレートは平成27年度に追加購入し、現在まで使用しており、1枚当たり110円程度でございますが、新たなデザインのナンバープレートになりますと、既存のナンバープレートに比べ約2倍以上になろうかと考えてございます。

次に、既存ナンバープレートの在庫の状況でございますが、50cc以下で約500枚、90cc以下で約100枚、125cc以下につきましても約100枚の在庫がございます。

50cc以下の交付件数は、平成27年度は116枚、平成28年度は110枚、平成29年度は10月時点でございますが、70枚の発行件数で、50cc以下のナンバープレートであれば、おおむね4年間分の交付が可能と考えてございます。

このような状況の中、原動機付自転車のナンバープレートは、町が独自にデザインできる余地があり、走る広告塔となり得るようなものがございますが、作成したナンバープレートの注目度によって十分な効果が得られるかなどさまざまな課題はあると考えてございます。

今後、ナンバープレートが町民の意識や愛着並びに知名度などの向上、観光振興、町おこしなどの手段の1つとして有効であるかどうか、さらには十分な費用対効果が得られるかどうかなど、今後の課題として調査研究してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長(山本訓永君) 私のほうから西口議員御質問の9番目、水道水の安定供給についてお答えさせていただきます。

台風21号の襲来時には、断水による大変な御迷惑を町民の皆様におかけしたことを深くおわび申し上げます。

今回、断水に至った原因でございますが、秋雨前線による降雨と台風21号の襲来により、500ミリを超える降雨となり、至るところで道路やのり面の崩壊や土石流も起こり、その土砂が河川に流れ込み、今まで経験したことのない濁度となりました。

また、台風が通りすぎた後も河川の水位低下や濁度の回復に時間がかかり、長期間にわたり状況が好転しませんでした。

これまでの台風や梅雨では、1日である程度濁度が緩和されるのですが、今回は上昇するばかりの異常な事態が起こり、ろ過能力の限界を超えたことが断水に至った原因であります。

議員御指摘の今後の対策であります。二度とこのような事態に陥らないように、今

回のことを機会と捉え、施設の高濁度対策を進めるべく、再度、現有施設を見直し、改良を進めてまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問・答弁をしてください。

6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず1点目です。役場の進入路が1,996平方メートルの減少となった。実際には進入路と面積の減少との数字は合致しているのかどうかという部分について尋ねたいと思います。

それと、他の担当課、管理している土地について増減があります。けどそれでもこういうことはもう地籍調査でも前もってわかってるわけですし、今回の道路にしても進入道路というのはもう昔から進入道路でしょう。だから、改めて変わってきたわけでもない。だから、もっと早くそういうことをやとくべきでないか、こういうふうに思うんですよ。

②としての地籍調査にしても、もうその地籍調査は十分昔から行われている。改めて今回27年度と28年度で変わってきたもんじゃないし、そんなん考えたときに、今までやってなかったというのはどこが問題でやってなかったんか、その辺をもうちょっとわかりやすく説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 進入路と今回の減少しました面積との数値なんですけど、それにつきましては全く同じではございません。といいますのは、ほかにも地籍調査後面積がちょっと変わっている場合もございません。ほとんどが進入路の部分でございまして、全く一緒ではございません。

それと、以前からこういうことはわかっていたんではないかということなんですけど、今回、先ほども申し上げましたとおり、再整備を行いまして、その結果、今回判明したものでございまして、今までの数字がちょっとわからなかった分もあるんですけども、今回の再調査によって再度変わったものでございまして、よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 進入路というのは、何平米、残りほかの部分があるって、そんなええかげんな答弁では、どこがどうなった、数字が合わないかんわけやしな、本来は。道路部分は何平方メートルで、ほかの部分は何平方メートル、どこにあるんやって、こういうふうな話でないと、返事が曖昧すぎる。もうちょっとわかりやすい説明でないと困ると思うんですけどね。

それと、普通に考えて地籍調査というのは本来昔から行われているわけやしな、かなり今回変わってきたのは、全部そういうふうにいるんなところで変わってきています。そんなん考えたら、以前からわかっていたはずや、そういうふうに変わってるのは、確かに今回で数字としては初めて出てきた。けども地籍調査というのは古くからやってるわけやしな、そうしたらなぜ今ごろ出てきたんやと、こういうふうを考えるのが普通の話でしょう。ただ、前もってわかっていたことをこういうふうには調書に上げてないというのもまた問題でしょう。そんなん考えるとね。わかっているんあったらわかっているでさっさと出してくりゃええ、そういうふうになってくる。もし数字が違ふとわかっているのに、それを訂正せん今まで出していたということのほうが問題や。

本来は、議会というのはそういうふうな信頼関係で執行部が出してきた数字が正しいもんやと、そういうふうには議会のほうは判断してるわけやしな、それが地籍調査なんかでも、そら地籍調査のたびに変わってくる、これならわかるんやで。ところがそれ以前にもし地籍調査が済んだところでわかっていたやつを、そこで修正しなくて、違ふのはわかっているながら修正前の数字を出してくるということのほうが問題であろうかと思うんやけど、お互いにやっぱり信頼関係が成り立たんようになっていく、数字が正しいという前提でないといかんから、だから、こんなこと今さら言い合いしても始まんねんけど、あくまでも正しい、修正してこんなんありましたという部分があれば、その点を速やかに出すというのは基本であろうかと思うんやけど、その点の答弁、再度願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 道路の面積につきましては、1,800平方メートルでございまして、現在の差額分1,996平方メートルとは196平方メートルちょっと違いがあるんですが、その分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地籍調査により減があったものでございます。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） ただいま企画管財課長から道路面積についてお答え申し上げました。平成27年度までの決算との28年度の差が1,900平米あって、道路以外で196平米の違いがあるということは事実でございます。

当初、役場の敷地につきましては、昭和55年に全体の山を数人の地権者から購入してございます。そのときにはもちろん実測して山を購入したものでございます。山林であるとか、雑種地であるとか、そういったものを複数の方から購入して造成してこの建物になっているということでございまして、この庁舎については、昭和56年、57年で建ててる。そしてまた、進入路につきましては、昭和57年から道路ということで活用していると。

建設課所有の道路台帳では、町道さかえ線として認定して台帳として登載はしておりますが、同時に、役場の当時の土地台帳でも庁舎、敷地ということで両方に載っていたという経緯がございました。それで、町道ということで認定して道路台帳に登載した時点で役場の敷地から外すべきところでありましたが、そういった手続がなされていなかったというのは事実でございます。それについては当時の状況はよくわかりませんが、そうした手続ができてなかった、怠っていたということは事実でございますので、それについてはおわび申し上げます。

この役場庁舎以外にも地籍調査で判明して確定したものについては置きかえているとは思いますが、全てが全て議員おっしゃられるように地籍調査に置きかえられているかどうかというのは確認ができてないのが実情でございます。しかしながら、28年度決算で申し上げた、今回の調査で今の現時点の面積を確かなものということで台帳に登載しておりますので、過去の分についてはなかなかわからないというのが現状でございますので、その点御理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 実際問題として、過去は変えられやんから、それは仕方ないんやけど、今後こういうことのないような徹底、それは仕方ない話でしょう。だから、それはもうやむを得んことなんやけど、くれぐれもこういうふうな後でどうこうというような話のないことのようにお願いしたいと思います。これはもう回答結構でございます。

2点目です。重要書類の保管ということについて、本来は役場が購入するのは土地の

売買とかという契約書というのは当然あるかと思いますが。ただ、当然、旧東野上町からそういうふうなところからの合併ということについては、だけど契約書というのは、そこから発生して時効のないもんやしな。それとか税務課でこの間聞いたとおり、固定資産税に同意書なんていうことについても、それはなくなるということはある得ん話やしな、なくなったらどないするんやって、そういうふうになってくる。

だから、古い土地の契約書についての保管状況というのはどういうふうになっているのか、まず1つ尋ねたいのと。

それと、固定資産税の同意書、支払うということの同意について、同意書がなくなった場合、ない場合も当然本人が亡くなって次に引き継いでなかったらない場合ということになってしまうし、だけどそのときはどんな対処とってるのなって、こういうふうな部分で再度の答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、契約書の年限と申します。それは第1種、永久保存に分類されるものであります。財産の取得に関するものでございます。いろんな契約があると思うんですけど、ここに関するものだと思います。契約の年限とか、そういうものにもよるとは思います、その契約が続く限り保管する。そして、長いものであれば永久保存であります、ただ、10年ごとに見直していくと、先ほども申しましたけど、そういうのを各課で管理をさせていただいているというのが一般の保管状況でございます。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

9月議会の一般質問でもお答えをしましたが、相続人代表者届出書というのをいただいております。それにつきましては、例えば現状届け出を出されている方が亡くなった場合は、当然、役場のほうにもいろんな手続に来ていただくことになるんですが、そのときに住民課であるとか、税務課も含めてその際に亡くなられた方のその次の代表者というのを決めていただくということで届け出を出していただいているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 以上をもって西口優君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時38分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長（美野勝男君） 続いて、4番、町田富枝子君の一般質問を許可します。

(4番 町田富枝子君 登壇)

○4番（町田富枝子君） 私のほうから3点質問させていただきます。

まず1点目ですが、学校の安全対策についてお伺いいたします。

大阪教育大学では、附属池田小学校事件の教訓をもとに、我が国の教育振興基本計画における自助・共助・公助の理念のもとに、教職員、児童・生徒、PTA、地域が参加する共感と協働に基づく安全教育、安全管理、安全連携を推進する新たな包括的な学校安全の取り組みとしてセーフティプロモーションスクール、SPSの普及を推進しています。

附属池田小学校は、皆さんも御存じのように、2001年6月、1名の不審者の侵入により8名の児童の命が奪われ、13名の児童と2名の教員が重傷を負わされるという事件のあった学校です。

セーフティプロモーションスクール、略してSPSとは、子供たちが安心して学べる環境づくりを進めるために、大阪教育大学が2015年度に始めた学校安全に向け、包括的・持続的に取り組もうとする学校を認証する制度です。

SPS認証校では、安全対策を着実に実践するために研修を受けたコーディネーター、学校安全主任等が中心となって学校安全委員会を開催し、事故の原因を分析して安全策を講じ、その結果をもとにさらに改善を進めます。

このようにSPS認証制度とは、検証と改善を繰り返して児童・生徒が事故に遭う危険性を減らす取り組みを進めている学校を認証する制度であり、文部科学省も取り組みを強化して活動を後押ししています。

先日、SPS認証校である大阪教育大学附属池田小学校を文部科学部会長の浮島とも子衆議院議員とともに視察しました。同小学校では、二度とこのような事件が繰り返されないように、教職員、児童・生徒、PTA、地域が一体となって学校安全推進に取り

組んでいました。

本町におけるこども園、保育園、小・中学校における安全対策はどのようにされているかお伺いいたします。

2点目です。ランドセル代などの入学前支給についてお伺いいたします。

就学援助は、児童・生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品などの費用の一部を市区町村が国の補助も得て支給する制度です。ランドセルなど新入学時に必要な学用品の費用は支給されるものの、補助金交付大綱では、国庫補助の対象に小学校入学前を含まない形であったため、多くの市区町村では入学後の支給になっていました。

こうした実情を踏まえ、ことし3月10日の衆議院文部科学委員会で公明党の富田茂之衆議院議員が政府に対し、国が要綱を変えればできる。早急に検討をと主張したことから、3月31日、文部科学省初等中等教育局長の名前で各都道府県教育委員会教育長宛てに平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についてという通知が出され、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等について、従来より補助対象とすることが可能であった中学校のみならず、小学校への入学年度開始前の支給も補助対象にできるよう交付要綱の改正を行うとし、交付要綱第2条、補助の目的に就学予定者の保護者を加え、入学前の支給ができるようになりました。

これに基づき紀美野町も就学前支給ができるようにしてはと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目です。公用車のドライブレコーダー設置についてお伺いいたします。

近年、テレビや新聞のニュースで毎日のように交通事故の報道がされています。その中でドライブレコーダーが記録した事故映像や犯罪目撃映像、無謀運転目撃映像など目にすることが多くなりました。

ドライブレコーダーは、車載型の映像記録装置で、近年、低価格や設置のしやすさから一般の乗用車にも普及が進んでいます。このドライブレコーダー設置による効用は、単に事故やトラブルの際の責任の明確化や事故処理の迅速化等だけでなく、職員の安全意識やモラルの向上にも期待でき、ヒヤリ・ハット事例の収集により、広く安全教育の面でも活用できると考えられます。

さらに、動く防犯カメラ的な役割も果たすことが指摘されており、町の安全にも寄与すると思われれます。

現在、紀美野町所有の公用車は何台あるのか、また、その中でドライブレコーダー設

置の車は何台あるのでしょうか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (美野勝男君) それでは、町田君の質問に対する当局の答弁を求めます。
教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから1番目と2番目の御質問にお
答えさせていただきます。

まず1番目の御質問、学校の安全対策についてお答えさせていただきます。

町内の小・中学校でも平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件を受
け、校内安全環境について見直しを行いました。校内各所へのさすまたの設置や、不審
者侵入を想定した避難訓練などが行われております。

現在、各校では、防災教育とあわせて危機管理計画に作成されており、緊急時及び不
審者の対応について具体的な危機管理マニュアルが作成されております。避難訓練は、
年間数回実施され、不審者侵入を想定し、児童・生徒の緊急時における安全確保のため
の指導が行われています。また、その際、当町の青少年センターから職員が出向き、不
審者役を行い、実際の様子を想定しながら訓練しています。訓練終了後、センター長か
ら安全についての講話を行っております。

授業においても、小学校では体育科の保健の学習において犯罪被害の防止の学習を、
中学校では保健体育科の授業において身の回りの危険が原因となって起こる傷害を取り
上げていることで、危険予測・危険回避の能力を身につけることの必要性について各校
で取り組んでおります。

また、防犯対策、予防効果がある防犯カメラを各学校施設や施設の近くに設置してい
ます。昨年度は野上小学校、下神野小学校へ設置し、本年度は小川小学校、美里中学校、
野上中学校に設置を考えております。

かけがえのない命をしっかりと守るため、学校における安全対策は最重要事項の1つで
もあります。子供たちの安全を確保するためにも、議員に御紹介いただきましたSPS
に基づく学校安全の取り組みをぜひとも参考にしながら、今後より一層学校安全に取り
組んでまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、2番目のランドセル購入費などの入学前支給についてお答えさせていただきます。

現在、紀美野町では、新年度の新中学1年生には小学校6年生の3学期中に、就学援助制度に関するお知らせを小学校から全員に配布しております。

希望者は、3月末までに学校を通して教育委員会に申請書を提出いただき、4月中旬に審査を行い、該当された方に4月末から5月の中旬に学用品費等の支給を行っております。

新小学校1年生には、入学式の後、保護者の方に就学援助制度に関するお知らせを配布いたしまして、4月末までに申請いただき、5月の中旬に審査、5月の末から6月の中旬にかけて支給しております。

現在まで保護者から前倒しなどの支給などについて御相談・御要望を受けたことはありませんが、近隣の市町の状況などを踏まえ支給時期や対応につきまして検討してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 私のほうから、町田議員1番目の学校安全対策についての御質問の中のこども園・保育所における安全対策についてお答えいたします。

きみのこども園・神野保育所の防犯対策のための防犯カメラについては、きみのこども園は平成22年の竣工当時から、神野保育所は本年9月に設置し、モニター画像において不審者の侵入がないか監視しております。

また、平成28年度には、両施設とも万が一不審者の侵入等がございましたら、警察にボタン一つで直接緊急事態を通知する非常通報装置を設置しており、保育所にはさすまたと拡声器も常備しております。

なお、夜間の防犯といたしましてもセキュリティー管理会社と委託契約を行っております。

その他、きみのこども園の門扉には、自動ロックのシステムとなっており、神野保育所では本年9月にシャッターを設置して保育中の安全確保も行っております。

防犯対策の計画につきましては、平成19年に文部科学省で作成されました学校の危

機管理マニュアルをもとに不審者侵入時の対応について具体的な危機管理マニュアルを作成しております。

議員から御紹介いただきましたSPS、セーフティプロモーションスクールの指標に準拠した取り組みにつきましても、今後参考とさせていただき、こども園・保育所の子供たちのさらなる安全対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、町田議員の3番目の公用車のドライブレコーダー設置についての御質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、交通事故発生時等の原因究明などを目的として、最近、一般ドライバーの中でも数多く普及してきております。

また、ドライブレコーダーの設置は、タクシーや営業バスなどの運輸業関係において事故発生状況の把握と安全運行管理面からの導入が進んでおり、市町村においても職員の安全運転や運転マナーへの意識の啓発向上のため、公用車に設置している市町村もございます。

公用車へのドライブレコーダー設置につきましては、議員御指摘のとおり、交通事故やトラブルの際の責任の明確化や事故処理の迅速化等だけでなく、職員の安全意識やモラルの向上等安全教育にも期待でき、また防犯的な役割も果たすことが期待できるということは、私どもも認識をしているところでございます。

今後は、公用車へのドライブレコーダー設置について、職員の安全運転に対する意識の向上、事故発生時の状況把握、防犯への活用など、その効果についての調査研究を行い、設置を検討してまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

なお、現在、町所有の公用車につきましては133台ございます。それから、現在ドライブレコーダーを設置しています公用車につきましては、教育課の青色防犯パトロール車に2台、それから消防本部の救急車に3台搭載してございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問・答弁をしてください。

4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 1番目の学校の安全対策について再質問させていただきます。

学校、また、こども園等におきましても、事故防止に向けた学校内外の安全点検も非常に頑張ってくださいという事で非常に重要であると思います。

このSPSの取り組みですが、やっているところでは、上級生が低学年とペアを組んで学校内外の危険箇所を調べて危険マップを作成するというようなことも言っていましたが、大人だけではわからない危険箇所の発見もあるということでした。一緒に行くことによって小さい子供の目線でここが危ないというのを気づくことがあるということもまた言うておられました。

そして、池田小学校では3年生の安全科の授業を参観させていただきましたが、子供たちは自転車の安全な乗り方について、先生が一方向的に教えるのではなくて、映像を通してこんな場合はどうするのかとか、さまざまな問題を想定して問いかけて、それについて子供たちが活発に意見を言い合っていました。池田小学校では、児童に安全教育を充実させることで危険を予測し、回避できる能力を身につけようと取り組まれています。

また、2015年にSPSの認証を受けた東京の金竜小学校では、熱中症予防を目標に掲げて、児童代表が1日2回、熱中症対策用の温湿度計を使って校庭で計測をして、外遊び禁止とかなどの注意を呼びかけたり、また、運動会では、児童と教員の話し合いで校庭の遊具に簡易シャワーを設置して熱中症児童が前年度の9人から1人に減ったという報告もされています。

これらの報告のように、子供たちが主体者となって安全対策に取り組むことは、学校内の安全のみならず地域の安全にもつながっていくと考えます。

SPSの取り組みは、犯罪やいじめ対策などの生活安全のほか、災害安全、交通安全の3分野で目標や計画をつくり、活動結果を分析して安全対策を改善しながら進めていき、9年かけて全工程を仕上げていくというものです。

子供たちが安心して学べる環境をつくるために、紀美野町のこども園、保育所初め

小・中学校にSPSの認証申請をして学校安全に取り組むことは大変重要であると思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 今、町田議員のほうから紀美野町でもSPS認定校に名乗りを上げると言ったらおかしいけど、申請してはどうかということでありましたが、現時点でそういう申請をしていこうということは考えておりませんが、SPSの中身についてやはり私たちも多くを学んで、それに近づくようにしていきたいなと思ってございますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） このSPSは、現場教員を中心とした連携組織、チーム学校が生活安全、災害安全、交通安全の3領域に基づいて中期目標、中期計画を設定し、それに従って実践、評価、改善、共有とサイクルを回して、その継続が認められた学校が認証を受けるわけですが、本年9月30日現在、9つの小・中・幼稚園が認証され、この中には中華人民共和国の蛇口育才教育集团第4小学校も含まれています。認証申請校は、現在、国内で9つ、海外で14申請をしているわけですが、これからますます増えていくものと思われます。

現在、国の予算が付き、SPS活動開始前の相談打ち合わせや、旅費、SPS推進委員の派遣旅費など準備にかかる経費が国から負担されることになっています。

先日、池田小学校へお伺いしたときに、センター長である藤田大輔氏とちょっとお話をし、詳しい説明にも来てくださるのかということを行ったときに、センター長は説明にも向こうの経費で行くとおっしゃってくれています。一度、紀美野町のこども園、保育所、小・中学校で説明を受けてもいいかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 保健福祉課とも相談しながら、そういったことも検討していければなと思ってございます。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 東日本大震災でも釜石市の学校など地域との連携が進んでいるところは押しなべて被害が少ない。密接な連携が日常でなく、いざというときに

も役立つということで、せっかくのSPSの話もありますので、早急に話し合っていたいで、こういうふうな機会をとらまえて学校の安全対策をやっていくのは重要なことであるかと思うので、また早急に検討をよろしくお願いいたします。

続いて、ランドセル代などの入学前支給についてでございますが、今までになかったということですが、考えてみたら、小学校入学前にやっぱり段取りをしてあげるというか、支給してあげるというのが大事であるかと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 議員おっしゃるとおり、入学前に費用がかさみますので、それは必要かと思えます。ただ、私たちのほうも御相談とかがなく、その気づきにもおくれたところがございます。

あともう一、二点、中学校への新入学生であれば、小学校の実績とかもございまして、よくわかりやすいんですけども、小学生に関しましては、いつも対象者の方々と、あと転入・転出の時期もありまして、そういう面ではまだまだどのような方法ですというのは課題がございますけども、これにつきましても課題として検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 2点目のランドセル代などの入学前支給についても、また検討よろしくお願いいたします。

3点目の公用車のドライブレコーダー設置についてですが、現在133台あって、そのうち全部で5台がドライブレコーダー設置しているということでした。では、過去5年間において公用車による事故はあったのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町田議員の公用車でのご事故ということで御質問があったわけなんですけど、過去5年間というのは、確実に過去5年間で何件あったというのは私はちょっと今持ち合わせてはないんですが、大きな事故というのは、大きい、小さいというのはちょっと抽象的な言葉であれなんですけど、人身的な事故というのは恐らく余り私は記憶はないんですが、ただ、ことしの4月から特にどんな小さな軽微な事故、車が石にすったとか塀にすったという、そういう事故でも必ず絶対漏れなく報告せよと

いうことを職員には周知しております、この4月から今月までの間では6件そういうすった事故であるとか軽微な事故なんですけど、そういうものもございますので、恐らく5年間の間ですと結構なものがあったかと思います。ちょっと曖昧なもので申しわけないんですけども、常に職員の安全運転は徹底していかないといけないと思いますので、このドライブレコーダーに関しても、そういう交通安全のマナーの向上にもつながるといふことなんで非常にありがたいかなと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） このドライブレコーダーに関しては、今後つけていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 今後も研究をいたしましてつけていく方向で検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 以上をもって町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、3番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） まず初めに、中田・梅本地区で発生した土砂災害により避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、1点目の梅本地区で発生した土砂災害についてであります。平成29年10月15日から22日にかけての総雨量約500ミリ以上の豪雨により、梅本地区で大規模な土砂災害が発生し、今も多くの住民の方々が避難生活を送っている状況であります。

和歌山新報11月1日版によると、10月30日、国土交通省国土技術政策総合研究所砂防研究室主任研究官が現地調査の結果、梅本川上流には大小の石の堆積が見られ、斜面上部の崩壊が土石流に発展したと考えられ、また、倒木が多く見られることも山が崩壊したあかしであり、今後、倒木が下流へ流され住宅に被害を及ぼす危険性が高いとの意見や、民家に近い下流の調査でも土砂の堆積量が多く、過去の土石流堆積物を巻き込み、土石流の規模が大きくなったと考えられるとの意見でありました。

今後の対策については、応急的なものとして、盛土を固めて土石流をせきとめる土留め工の実施や、金属のひもを川の両岸から引っ張り、土石流で切れるとサイレンが鳴っ

て住民に避難を知らせるワイヤーセンサーの設置、また恒久的な対策として砂防堰堤の設置が必要との話が掲載されていました。

そこで、応急的な土留め工の実施やワイヤーセンサーの設置は、いつごろから実施されるのか、また恒久的な砂防堰堤の工事開始予定はいつごろなのか、なお、また避難されている方々の避難はいつごろまでなのか、そしてまた、土砂災害危険箇所のうち特別警戒区域として当地域が指定されていたのか、あわせて町長にお尋ねいたします。

2 問目です。上水道施設の改善策等について。

先般の台風 21 号や秋雨前線による大雨により、取水が濁りろ過池が機能しなくなり、2 3 日昼ごろより高台地域の住宅で断水となり、その後、給水地域全域で断水となり、水道課職員はもとより、他課の職員の応援により復旧したことで安堵したところであります。

そこで、町長が行政報告で徹底した対策をとっていきたいと考えているとの発言がありました。どのような対策を考えられているのか。また、断水時における住民への周知方法の検討等についてあわせて町長にお尋ねいたします。

(3 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (美野勝男君) それでは、七良浴君の質問に対する当局の答弁を求めます。
町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 七良浴議員の御質問にお答えをいたします。

まず 1 番目の梅本地区で発生した土砂災害についてでございますが、去る 10 月 15 日からの秋雨前線、そして 22 日の台風 21 号の襲来による豪雨によりまして町内各所において甚大な被害が発生いたしました。

特に被害の大きかったのは、梅本地区の土砂災害と奥佐々地区の地すべり災害であります。両地区の災害につきましては、現在、国土交通省砂防部において緊急対策工事の認定がなされており、私も先般、国土交通省砂防部に出向き、一日も早い着工を要望してまいりました。この 2 地区につきましては、現在、海草振興局の建設部海南工事事務所におきまして緊急対策工事を実施していただいているところでございます。

議員御質問の梅本地区の土砂災害対策として、まずワイヤーセンサーを 2 カ所に設置し、動きがあったらサイレンと回転ランプで知らせるというもので、12 月中旬に稼働予定と聞いております。また、応急土留め対策として、仮設防護工の強靱ワイヤーネッ

トの設置を現在工事中で、同じく12月中旬ごろの完成予定で進めていただいております。

ワイヤーネットとワイヤーセンサーが設置され、警報装置が稼働すれば避難者の一時帰宅が開始できることとなります。

また、砂防堰堤の工事開始時期につきましては、現在、詳細設計を実施中であり、用地の取得が必要でありまして、できるだけ早期に町道梅本線1号橋の上流側に設置されるように要望してまいります。

最後に、土砂災害危険箇所についてでございますが、梅本橋1号橋の上流側より特別警戒区域、土石流の指定がありまして、民家の付近は特別警戒区域、急傾斜地の崩壊となっております。県当局に対しまして一日も早い避難所の帰宅ができますよう応急対策工事の早期完成と、あわせて恒久的な対策工事の要望をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

次に、御質問の2番目の上水道施設の改善対策等についてお答えをさせていただきます。

長引く秋雨前線と台風21号によりまして、水源としている井戸の原水濁度がこれまでに経験したことのない濁度となりまして、台風が通りすぎた後も原水濁度の回復に時間がかかり、長期間高濁度の状況が続きました。

これほどまでの高濁度は過去に経験はなく、異常な濁度によって浄水場のろ過能力の限界を超えたことによりまして、水道水の供給が追いつかなかったことが断水に至った原因でございます。

議員御指摘のどのような対策かということでございますが、今回の経緯を検証し、施設の高濁度対策を講じるなど検討しているところでございます。このような事態を二度と起こさぬよう今回のことを教訓として施設の改良を進めていきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、断水時における住民への周知方法についてでございますが、今回のように断水エリアが広範囲の場合、住民への周知方法は、防災無線による放送が迅速に皆様に周知できる方法であると考えます。

今回、町民の方には、時間がわからなかった、給水場所がわからなかった、また、給水できなかったなどの声をいただいております。よりわかりやすく放送すべきであったと考えておるところでございます。

今後は、住民にわかりやすく周知し、御理解してもらえる方法を検討してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問・答弁をしてください。

3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） ただいま町長から丁寧な説明をしていただきました。

そんな中で、今回、災害が発生した場所については、特別警戒区域として指定されていたという御答弁でありましたが、町内にはほかにこのような特別警戒区域として指定されている箇所は残り何か所あるのか、総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） あいにく町内全体の数字は持ち合わせておらないのですが、各地区において山に迫っているところであるとか、あるいはまた谷が近いところがある。そういう部分では特別の警戒区域という警戒区域よりも、さらに身体に影響が出るとか、建物が壊れるとかというそういう場所があります。それは戸数はちょっと今済みませんが持ち合わせてないので、また後ほど報告させてもらいますけども、町内各所にあることは事実でございます。また後ほど答弁をさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） ほかにもあるという御答弁でございました。とすればその地域の方がやはり今回の土砂災害なり地すべり災害なりのニュースを聞いて、やはり自分とこの裏山、崖が心配だと思っている住民の方も多数おられると思います。そういう住民の方の不安を取り除くために、今後どういう形で特別区域として指定されるような地域の住民の方々に知らしめていくのか考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） やはり各地区の集まりであるとか、あるいはまた自主防災組織であるとか、そういう集まりのときはもとより、やはりハザードマップ等の実際図面等で示したものを早急に制作に取り組んで、そして住民の方にいち早く危険な場所であるので早く避難をしてくださいというような周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今、住民の方に知らせていただけるという御答弁をいただきありがたいんですが、逆に考えると、特別警戒区域として指定されていますよというのを不特定多数の人に知られることによって、財産価値というんですか、その土地の評価が低くなるようなことも懸念しておりますので、そういう周知方法については万全を期してやっていただきたいなど、このように思いますが、そこらの考えはいかがですか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） やはり住民の方にはその辺は丁寧に説明を申し上げて、そしてやっぱり御理解をいただくと。やはり身の安全が一番ということを先にお伝えをして丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） ありがとうございます。

その中で住民の方が土砂災害特別警戒区域に指定されているところに住んでいる自宅を移転したいなど、このように考えたときに、その自宅の解体や新居の建築に係る補助制度があるように聞いておりますが、補助内容についてはどのような補助内容になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 特別警戒区域にあるお住まいの方が自分の家を守るために、例えば塀とか壁などを設置する際に改修費の23%の補助が受けられるという制度があると聞いておりますが、ただ、うちの紀美野町ではこの要綱は設置しておりません。ですから、申請を受け付けることもできない状況が今の体制でございます。

それから、もし仮に移転するときに解体するのにも上限80万円ぐらいの補助金が出るということも聞いておるんですが、そういうことに関してもうちの町ではその要綱は設置してないのが現状でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今、総務課長の答弁いただきました。住宅移転事業や防護壁事業の申請に係る要綱は整備されていないということでの答弁でありましたが、これはどういう意図を持って要綱を作成しておらないのか、また、そういう申請をしたい

住民はどこへ申し出たらいいのか、この2点についてあわせて答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） これに関しましては、大体地域からの要望と申しますのが多いと思うんですね。実際なかなか個人的な申請というより、広範囲にわたったものであったら、地域から100%公費で行われている砂防工事とかという要望が多いのでありまして、住民の経済的負担の大きい23%しか補助が出ないようなものよりも100%公費で行われているような大きな砂防工事のほうが一般的にニーズがあるように見受けられるので、そういうことから今までは申請がなかったし、あるいはうちとしても要綱整備に至らなかったという部分であったかと思えます。

県下の状況を聞きますと、和歌山県内では市町村でこの要綱をつくっているところはないと聞いておるんですが、ですから、うちがつくっていないのには当たらないと思うんですけども、やはり住民のニーズというものも今までは聞いてはなかった部分もありますので、今後ちょっとこの件に関しては調査して研究をしてみたいと考えておりますので、ちょっと答弁になったかどうかわからないんですが、お答えとさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） 今の住宅移転事業とか防護壁の事業の申請に係る土砂災害特別区域の支援制度ですね、そういうものを今後、住民の方にも大いに活用してもらっていくという考えについて、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良裕議員の御質問でございますが、土砂災害の警戒区域というのは非常に地域は多いわけございまして、ひとつ整理をしながら、今後対応できるような、そういう体制づくりをしてみたいと思います。

ただ、先ほど申されました特別警戒区域というのは、これはまた別でして、これはそれが起こったときにはそうした補助の対象となると、いろいろ特別なことがございます。それと、そうした特別警戒区域ということになりますと、建築をする場合でも知事の許可をとらなきゃならんというふうなこともかかってきますので、ちょっとその警戒区域と、それから特別警戒区域というのを分けて考えていただけたらと思います。

そうしたことで町といたしましても、今回のこの土石流発生ということから、いろいろこれから整備をしていきたい、そのような思いでございますので、ひとつ御理解を賜

りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 2点目の水道の施設の改善策等についてお尋ねしたいと思います。

先ほど町長からの答弁で、原水の濁りが今まで以上にきつかったのではろ過処理ができずに断水になったんだと、こういう御答弁であったかと思えます。そこで、現在、浄水場内に前処理ろ過装置が設置されておりますが、この装置の役割について、また、この前処理ろ過装置が今回機能していたのかどうかあわせて水道課長にお尋ねいたします。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 議員御質問の前処理機の仕組みについてまずお答えいたします。

前処理機の仕組みは、タンク内に薬品を投入し、原水の汚れに吸着させて沈殿させます。それを除去することによって原水の濁度を軽減するという仕組みでございます。

この前の台風21号の時点において前処理機が運転していたかどうかのお答えですが、現在は停止させている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 前処理ろ過装置の役割、機能について説明いただいたんですが、その後段部分で、22日から23日にかけてのときには作動させていなかったという御答弁であったかと思うんですが、こういう前処理ろ過装置という立派な装置を機能させていなかったというその理由について、水道課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 前処理機は原水の濁度を軽減するという目的で設置いたしました。取水している貴志川の水は通常は汚れが少なくきれいなため、薬品が汚れに吸着することができずろ過池に流出してしまうということがあったと聞いております。薬品がろ過池に流出いたしますと、これが目詰まりの原因となつてろ過池の砂の表面がきれいなのに閉塞するという状況があったと聞いております。それによってそれを解消するためにろ過砂の削り取りを行うのですが、それが3カ月に一度ぐらい行わなけ

ればならない頻度であったと聞いております。

薬品の流出をとめる方法を納入業者と検討しましたが、解消することができず、現在は昼期の通常運転を停止しているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） 何かこの前処理機を使うことによって逆にろ過池に影響を及ぼすような答弁でありましたが、志賀野簡水の前処理ろ過装置については機能されているんですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 河北簡易水道の前処理機についても、現在停止をしているという状況でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） ちょっとこの前処理機が役に立ってないような話でございますので、私も実際どれくらいのお金をかけてこの前処理ろ過装置を設置したのか定かではないんですが、聞くところによると相当多額のお金を投資しているということを知っているんですが、課長のほうでどれだけの費用を投入しているのか、わかっているらばお答え願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 下佐々浄水場の前処理機でございますが、平成14年度に前処理ろ過設備設置工事ということで契約金額1億57万2,150円を投資して設置してございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） 1億からのお金を投入するときに相当内部的にも協議をして設置していたんだと、このように推察はするんですが、やはりこれだけ大きなお金をかけて設置した以上は、やはりもっと効果を出す方向で担当課長としては考えるべきでないかなと、このように思うんですが、そこら課長の考えを聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 議員おっしゃられるとおり、前処理機を高濁度の対策として役立てるように今回の断水を機会として検討していく所存でございます。

現在、前処理機を動かすために水処理メーカーとより濁度対策の機能を上げるような改良を協議しているところでございます。協議結果が出次第、下佐々浄水場内の施設の改良に取り組んでいくつもりでございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 改善を考えていくというお話でございましたが、この前処理ろ過装置そのものが原水の濁りがきつければきついほどタンク内の圧力が上昇すると思います。それは大体何キロまで圧力が上昇すれば逆噴射のポンプを稼働さすんですか、水道課長、答弁願いたい。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） その前処理機の詳しいことは、申しわけございませんが把握しておりません。濁度の度合いがどの程度まで上がったら逆噴射されるのかというあたりについては、把握しておりませんので了解していただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） それは私がメーカーさんで聞かせてもうたところ、自動でなくて手動でやるもんだというように聞いております。

そこで、最後にしたいと思いますので、この前処理ろ過装置を今後どういう形で活用していくのか。活用しないのであれば設置しといても意味のないものであるし、また、ろ過池が今回のように機能しない状況というのも今後も考えられると思います。

今後そういう緊急事態のときに急速ろ過装置なるものも緊急ろ過装置という装置も発売されておりますので、そういうものの導入もあわせて検討していただくことはできないのかどうかということと、それから、先ほど町長の答弁にありましたが、断水時における住民への断水の周知、防災無線を活用してやっていくのは迅速にやれる第一番だというお話でございましたけれども、より給水車等の巡回が明確に住民の皆さん方に周知するためには、巡回予定時間とか、そういった細部にわたって住民の方々に周知する方法、すなわち非常時における対応マニュアル等について作成されているのか、あわせて水道課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） まずは下佐々浄水場の現在の設備をより高濁度に対応できますように現在の施設を改良していくことを検討していきたいと考えております。その上で二度とこういうふうな状態に陥らないための方策として緊急連絡管の布設を考

えていきたいと思っております。

それは上水道と河北浄水場と河南浄水場、美里簡水の配水管を下佐々浄水場の配水管とつなげていって緊急な場合に対応していきたいと思っております。まずはそれを進めたいと考えております。

断水時における住民への周知方法でございますが、これも住民の方々からいろんな場所がわからなかった、来る時間がわからなかった、給水漏れがあったと聞いておりますので課内でも検討いたしました。議員おっしゃられたように、今後はより詳しく時間なり場所なりを住民に周知できるようにマニュアルづくりに取り組みたいと思っております。今現在はマニュアルというものはございませんので、今後マニュアルづくりに取り組みたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今の話の中で、河北、河南の浄水場の話も出ましたけども、河南については、同じ河川の下流ですので濁り等はほぼ変わらないんじゃないかなと、こう推察します。河北については、西野地域に設置されているので貴志川の水の濁りと真国川の水の濁りが今回のように違えば活用できると思うんですが、先ほど話があったように、これだけ気象状況が大変予想外の状況が続いている中で、真国川といえどもまだまだ増水もし濁りもきつくなるということも十二分に考えた上でそういう対策を講じていかないと、前処理ろ過装置のように大きな金額を投資して使っていけないというような状況のないように考えていただきたいと思うんですが、最後に町長から答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員御指摘のとおり、今回のこうした事態というのは、今までなかったわけなんです。そんな中でこういう緊急事態が起こった。そこで、私は、水道課のほうへ一遍根本的に見直せということで指示を出しております。そして、その中には問題の前処理機、これはやはり常時稼働させて、そして緊急時だけ稼働さすんじゃないしに、そうした話までやっております。

そうした中で、やはりこの紀美野町には美里簡水、そして河北簡水、先ほど言われました河南簡水もあります。そうした中で、何とか連携を組めるようなそうした対策も考えていこうやないかという話でさせていただいております。恐らくこうした事態が二度

とないように、水道関係につきましては、この水の大切さというのは再認識いたしました。

それと同時に、実は今回の断水によりまして職員と執行部との一体感、朝5時に動員をかけた。それに職員が従っていただいて、そして、皆さん集合していただいた。そうした緊急対応ができるということも実は体感いたしまして、職員の皆さんにも今回のことが本当に訓練じゃなしに、実感としてしましたよと、だから、今後は自信持ってやっ
ていこうと、こういう話までさせていただいておりますので、二度とこうしたことのないように十分検討し、また、対応してまいりたいと思いますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 済みません。先ほど七良浴議員の1問目の梅本地区で発生した土砂災害についての中で、紀美野町の町内の中で特別警戒区域は何カ所あるのかという御質問に、私、持ち合わせがなかったものでお答えできませんでした。これから答弁をさせていただきます。

これは平成29年12月5日現在でございます、紀美野町では警戒区域が782カ所ございます。そのうちの特別警戒区域は727でございます。大変申しわけありませんでした。

○議長（美野勝男君） 以上をもって七良浴光君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時59分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時26分)

○議長（美野勝男君） 続いて、5番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） 議長の許可をいただいて質問に移ります。

質問の第1点は、国民健康保険制度の都道府県単位化について質問します。

ことしの3月議会と9月議会で同じ内容の質問をしましたが、29年度に改正国民健康保険法が施行されたと仮定した標準保険料率についての第3回目の試算結果が公表され、さらに2回の和歌山県国保運営協議会を経て2018年1月には平成30年度の納付金標準保険税率が確定するため、引き続き質問をします。

2015年、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、2018年度、平成30年度から国民健康保険の保険者は、これまでの市町村から都道府県と市町村になります。

都道府県は、各市町村が事業の効率化を推進できるよう県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定め、市町村がこれまで独自に決定し実施してきた国保税の賦課や、保険業務の実務などに係る全てのルールを統一します。

国保には市町村により医療供給体制や住民の年齢層、所得、健康状態などに地域差があるため保険者を市町村にしたという歴史があります。

また、被保険者の負担軽減のために一般会計から法定外繰り入れを行うなど各自治体でさまざまな努力をしてきました。しかし、県の運営方針では、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰り入れについて、解消または削減すべき対象としており、さらに国の財政支援措置の拡充と県から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの中で解消が図られる見通しになっているが、収納率の向上や医療費適正化の取り組みにあわせ、保険料税の適正な設定などにより計画的・段階的な解消が図られるよう、県と市町村が十分な協議を行った上で赤字保険者ごとに目標年次及び取り組みを別途定めることとし、県内全ての市町村において決算補填等を目的とする一般会計繰入を解消することを目指すとしています。要するに国保税の収納率を上げ、医療費を抑制するとともに、保険税を引き上げることで法定外繰り入れをなくすという方向です。

都道府県が運営方針に基づき行う激変緩和措置には、法定外繰り入れの削減に伴う激変は対象に入っていません。だからこそ県内でも市町村の国保担当者はその廃止に懸念を示し、運営方針、素案に対する意見紹介で、かつらぎ町は法定外繰り入れを引き続き行うことを認めていただきたいと意見を述べています。しかし、紀美野町も含め県内のほかの市町村からは法定外繰り入れの廃止に関する意見はありません。

国レベルの議論では保険料負担軽減のための法定外繰り入れは解消すべきものとされていますが、それは公費負担の拡充を前提にしています。しかし、工事負担の水準によっては、法定外繰り入れが解消できない場合も考えられます。工事負担の拡充は、国保

の高い保険料水準を構造的な財政問題として受けとめた結果、その解消のために行われることになったものです。

そうした経過を踏まえれば、工事拡充を理由に安易に法定外繰り入れを解消するのではなく、所得階層別の保険税負担割合を分析しながら必要な額は確保していくことが求められると思います。

また、国も保険税高騰に危機感を持ち、市町村に激変を生じさせない配慮を求めています。

10月2日付国保実務によると、厚生労働省は、激変緩和に関連して30年度に限って保険料率引き上げの上限となる一定割合を国が示すことを検討して調整中であるとしています。例えば法定外繰り入れを削減する影響は、激変緩和の対象とならないため、都道府県がマクロの視点から、一定割合などの激変緩和措置を講じても市町村が赤字解消のため急激に保険料を引き上げれば混乱が生じるおそれがある。

厚労省は、標準保険料率は保険料算定の参考にはなるが、実際に賦課徴収する保険料率を決めるのは市町村として30年度に関しては被保険者一人一人が受け入れられる保険料負担という観点から、法定外繰り入れのほか財政調整基金の取り崩しや保険料の算定方法、応能・応益割合、保険料の賦課限度額、個別の保険料減免などについて財政責任の一切を担う市町村の立場で激変を生じさせない配慮を求めるとしています。つまり、都道府県の激変緩和措置だけでは被保険者が払える保険料とならない可能性があるため、賦課決定権を持つ市町村にことさらさまざまな配慮をしてほしいと求めているのだと考えます。

さらに、和歌山県国民健康保険運営方針素案では、平成39年度までの期間に保険料率の統一を目指すとなっています。しかし、運営方針は、法令や条例で納付金算定に使うとされたもの以外は、市町村を法的に縛り、加入者に影響を与えるものではない技術的助言でしかありません。したがって、制度移行に主体的にかかわる立場から、1つは、統一の保険料率、保険税率を実施しないよう求めていくことと、一般会計からの法定外繰り入れを存続する考えがないか伺います。

質問の2点目は、PSA検査への助成についてです。

前立腺がんは泌尿器科領域では最も多い悪性疾患で、増加が最も著しいがん種の1つになっています。アメリカでは、臓器部位別に見ると前立腺がん罹患率の頻度が最も高く、男性がんの30%を占めています。アメリカ男性の前立腺がんの生涯罹患リスクは

17%で、これは一生の間に6人に1人が前立腺がんにかかる計算になります。

日本人の前立腺がんも年々増加し、2009年には4万3,000人が罹患しており、特に65歳以上の男性では罹患率のトップになっています。前立腺がんの発症や進展には、人種差だけではなく食生活などの生活様式が関係していることが示唆されています。家族内発症を調べており、親、兄弟に前立腺がんの患者がいると危険度が高くなります。

前立腺がんは早期には無症状ですが、進行すると骨やリンパ節に転移します。早期診断は、簡便な血清PSA検査によって可能なため、前立腺がん検診に広く用いられています。2009年と2010年に相次いでヨーロッパから大規模研究結果が報告され、PSA検診が前立腺がん死亡率を減少させることが示されました。

PSAは糖蛋白質ですが、前立腺上皮で酸性される前立腺液に高濃度に存在し、精液の液化化に関係していると考えられています。1966年に日本の原三郎らによって最初に生み出され、その後、PSAと命名されました。

PSAは前立腺がんの早期発見の最も重要な腫瘍マーカーであり、血清PSA測定を用いた前立腺がんスクリーニングが広く普及しています。一般に血清PSA値が高くなるほど前立腺がんのリスクが高くなります。

一方、PSAは臓器特異抗原ですが、前立腺がん特異的ではなく、前立腺肥大症、前立腺炎などでも血清PSAが上昇します。前立腺がんの診断には前立腺生検と組織診断が必須であるため、PSAの特異度を高めて生検対象を絞り込むためのパラメーターが工夫されています。

和歌山県の2010年、平成24年の統計では、70歳代では胃がんと並んで前立腺がんの罹患率が高く、16.6%となっています。このためかがん検診のメニューにPSA検査を加えている自治体も見受けられます。紀美野町のがん検診でもPSA検査を実施する考えありませんか。

以上です。よろしく申し上げます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 田代議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、制度移行に主体的な立場でかわり、統一保険料が実現しないよう働き

かけていくことについての御質問にお答えします。

県は各市町村の医療水準に格差があることから、直ちに統一保険料を導入することは保険料の負担に激減をもたらすことになるため、平成39年度まで統一は行わないとしております。ただし、将来的には、統一し保険料水準と同じく平成39年度までの期間で資産割を廃止し3方式に統一することを目指すことから、その間、県内全ての市町村が同等の保険者サービスや医療費適正化対策に取り組み、これらを平準化する取り組みを推進することとしています。

町としては、保険料収納必要額、納付金と言います。は、医療費から公費等による収入額を各市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分し決定されるものです。その期間において統一的なルールに沿って不正請求への対応、医療費の支給の適正化、第三者不法行為、交通事故等に係る損害賠償請求、原因となった第三者が支払うということを周知徹底させていただきたいと思っております。そして、健診、レセプトデータの情報分析、データヘルス計画を活用した保険事業などを実施し、医療水準をできるだけ下げよう努めてまいります。

そして、2問目、法定外繰り入れについても存続する考えはないかとの質問にお答えいたします。

国民健康保険税の平成29年度本算定において、被保険者数は2,679人、世帯数は1,649世帯、総課税額は2億5,700万円であり、そのうち低所得者が対象となる7割軽減が30%、5割軽減が18%、2割軽減が12%となっております。実に60%の世帯が軽減対象となっております。限度超過世帯は、医療分54万円、後期分19万円、介護分16万円のいずれかが超過している世帯が12世帯、全体の0.7%の状態です。

国民健康保険は、被用者保険と比べて無職者、失業者、非正規雇用の労働者などを含め低所得者の加入者が多い。また、年齢構成が高く、医療費水準が高い。所得に占める保険税負担が大きいといった課題を抱えております。こうしたことから、保険税の負担緩和を図るため、毎年、一般会計より繰り入れを行っております。また、基金積立金や決算補填等のため繰り入れも実施しているのが現状でございます。

都道府県単位化に伴い、県の運営方針においては、平成30年4月、制度改正改革以降、段階的に税の負担軽減を目的とした法定外繰り入れについては、財政支援措置の拡充と県から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの中で解消が図られるよう十分

協議を行った上で、目標年次及び取り組みを別途定め、平成35年度までに県全体の市町村において解消するとしていますが、厚生労働省は、本年9月末の第3回試算結果を受け、法定外繰り入れは激変緩和の対象外のため、法定外繰り入れを一気に減らせば保険料に大きく影響し、被用者保険の適用拡大と後期高齢者医療への移行等に伴う被保険者の減少、そして加入者のうち軽減所得対象世帯が半数以上占める中において、国民皆保険の最後のとりでとして国民健康保険制度でありますので、これを今後も継続するための改革であり、安定した医療を安心して受けていただくためには、国保税の徴収以外に一般会計よりの法定外繰り入れも町独自の激変緩和措置としてやむを得ないと考えるとしております。基金の積立金などある場合には、住民の保険税の負担感をマイルドにしていくために、それらを活用することもあり得るとしております。

これを受けまして、新年早々に県より本算定結果、納付金と標準医療費が示されますので、今後の保険料の賦課については、十分協議・検討して国保運営委員会に諮問させていただき、御協議いただくこととなります。

以上、簡単ですが、答弁いたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私からは、田代議員の2つ目の御質問、P S A 検査への助成についてお答えいたします。

平成25年度の国立がん研究センターの統計では、男性の40歳以上で消化器系のがん、胃・大腸・肝臓の死亡が多くを占めていますが、70歳以上ではその割合はやや減少し、肺がんと前立腺がんの割合が増加しています。また、各部のがんの罹患率で見ると男性では前立腺がんは第4位と高くなっています。

現在、前立腺特異抗原、P S Aによる前立腺がん検診は、集団検診や個別検診として実施している市町村もあり、また、一部の職域や人間ドックでも同様の前立腺がん検診が行われております。

以前にもお答えいたしました、国は自治体が行う対策型検診は、全体の死亡数を減少させることを目的とした公共政策として行うものとして位置づけています。そのためには科学的根拠に基づいた検診であり、検診を受けるメリットがデメリットを上回り、デメリットを最小化することが必要です。

科学的根拠に基づいた検診とは、がんを発見したことにより、そのがんによる死亡率を減少させる効果があるかどうかを判定の基準となります。最も信頼性の高い研究方法は、無作為比較対照試験とされており、その他複数の研究を総合し、本当に効果があるがん検診は何であるかが検討されています。

現在、効果があると判断された検診は、胃がん（レントゲン・内視鏡）・大腸がん（便鮮血検査）・肺がん（レントゲン）・乳がん（マンモグラフィ）・子宮頸がん（子宮頸部の細胞診）として国の指針に定められており、自治体は指針に基づかない検診は実施しないよう県から助言されているところです。

がん検診のメリットは、がんを早期発見し、早期治療につなげることで医療費の削減やがん患者の生活の質、QOLの向上、がん死亡の減少などです。

反面、検診のデメリットは、がん検診でがんが100%見つかるわけではないこと、検診に伴う偶発症の問題、結果的に不必要な治療や検査を招く可能性があることなどがあります。

議員御指摘のPSA検査についてですが、死亡率減少効果の有無を判断するための有効な研究が不十分なことから、国は対策型検診としては推奨しておりません。また、デメリットとして、他のがん検診に比べて特に過剰診断が大きな問題となっています。

PSA検査は、一般的な血液検査と同様であり、検査自体におけるデメリットはありませんが、精密検査と治療における合併症が他のがん検診に比べ比較的高くなっています。また、がんと診断されてからの5年生存率では、他の部位のがんと比べ97.5%と高くなっています。罹患率が高いものの死亡には影響しないという統計もあります。

このようなことから、PSA検査の助成については、現時点で町のがん検診として行うことは適さないと判断しているところですが、国の動向を慎重に注視しながら今後の対応を考えていきたいと存じます。

なお、医療機関や人間ドック等で実施している任意型の検診については、公共的な政策とは異なり、個人のリスク減少を目的としているため、メリット・デメリットを十分理解した上で受診してもらうような周知をしていきたいと考えています。

なお、がんの2次予防としての検診に加え、1次予防として禁煙、節酒、食生活、身体活動、適正体重の維持、感染の6つの要因についてさまざまな機会を通じて周知してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

○議長（美野勝男君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問・答弁をしてください。

5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 国保の県単位化の問題で、統一保険料の問題では、期間が平成39年までですか、長いということと、その間の期間があるんで、データヘルス計画等を活用しながら、まずは受診率を減らしていくとか、疾病予防に努めるということで、県も統一保険料にそんなにすぐに踏み出すということではないので、その点の状況を見ながら対応していきたいということでしたと理解したんですけど、法定外繰り入れについては、確かに国も30年度に限ってはそういうこともしなければ激変緩和にならないという立場で、各市町村にくれぐれも保険税なり保険料がはね上がることはないようにという、そういう立場でということと、そういうことが必要であれば今までどおり30年代もやる可能性はあるというふうに理解してええんかなと、そういうふうにとったんですけど、それでよろしいですか。

ごらんになった方も多と思うんですけど、先々日、10日の毎日新聞です。国保料が5市町村でふえると、増加率最高は紀美野町と大きくに書いてあって、紀美野町は2万1,170円上がると。そして平均ですけど1万1,738円になるよという。これを見てえらいこっちゃなど、そんなに保険税が上がるんかという。はっきりしときたいのは、これはあくまで試算であってそれ以上の何物でもないわけです。だから、これを見て右往左往する必要はないと私は考えています。

私たちは、県が公表した試算結果をもとに独自の試算を党として行いました。紀美野町の場合、法定外繰り入れをしなかった場合の1人当たりの保険料の平成29年度推計は1万2,147円ですけども、いわゆる激変緩和として、法定外繰り入れもそうですけども、した場合の保険料というのはマイナス2,761円ということに、しかし、これもあくまで試算で、ただ、試算結果は制度改正前の市町村財政の負担や保険税水準を決めるものではないことはきちっと理解しとかんと、こういうことになって右往左往せんなんということが起こるわけです。

保険給付費等の自然増以外、納付金を算定するための必要額については、都道府県全体で見た場合、制度改正前と大きな変化はないので、市町村における法定外繰り入れが制度改正前と同じ水準で行われれば、全県均した場合の保険税負担水準にも影響はない

はずです。

この試算結果というのは、都道府県におけるあるべき負担のあり方について検討を深めるために現行制度を前提に一定の条件をつけてシミュレーションしたもので、試算結果をもとに納付金算定方法や標準保険税率の算定方法、決算補填を目的とする法定外繰り入れの削減などについて議論して、標準保険税率とか納付金は1月に示されることになっていると思います。

ただ、法定外繰り入れの取り扱いというのは、都道府県が定める国保運営方針に盛り込まれることになるわけで、ただ、この取り扱いの性格もあくまで法的縛りのない技術的助言ということになっています。だから、これに従わなければならないということではないし、ただ、統一保険料というのは、例えば平成39年に統一保険、各市町村の医療費を引き下げて統一保険料に持っていくということになれば、法定外繰り入れの解消というのは迫られます。つまり、同じ保険料ですから法定外繰り入れをやる意味がなくなってしまうわけです。

だから、法定外繰り入れを維持するためには、統一保険税率を実施しないよう求めることが不可分だと思われまますので、どれだけ長い時間かけてでも一旦それが実施されて法定外繰り入れはだめやということになれば、その先は保険税を軽減する手というのはないわけで、だから、法定外繰り入れを維持するためには、やっぱり統一保険税率というのを実施しないように求めていくということが大事だと思います。その点についての考えをお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 議員おっしゃるとおり、それも含めまして国保運営委員会のほうでお諮りしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 国保運営協議会に諮るとというのは、町の運営協議会ということですか。

平成27年度の1人当たりの医療費は県平均が35万5,000円です。紀美野町は42万6,000円、これは県下で2番目です。北山村が最高で46万9,000円という、これに次ぐ医療費の水準です。

素案で市町村ごとの納付金の算定方法で医療費水準を納付金に反映させることにより市町村の医療費適正化の努力が期待できると。医療費適正化というのは、要するに医療

費を引き下げろということなんで期待できるということで、ここから先はちょっと担当課との専門的な話になると思うんですが、町政係数アルファを1として医療費水準を納付金に反映させると。ゼロだったら反映しないんです。1のために医療費が高ければ納付金もそれだけよけい持ってこいよというそういうことになるわけです。

アルファを1とした場合、医療費が高い市町村は納付金がふえます。ただ、高齢者の比率が高い市町村は、納付金が多少減ることになっているんですが、アルファを1とする理由は、医療水準を納付金に反映させるためだから年齢調整をしても納付金が減るとは予想しがたいという、1月になってみないとわからないんですが、だから、国の方針はともかく、今、何で国がそれだけ上がるのに神経質になっているかと言うと、とにかく制度を先に定着させると、そういうシステムを。それが先だということです。

それで、一旦定着すれば、激変緩和に恐らく30年から投入する公費、1号繰り入れ、1号繰り入れというのは定額ですから、2号繰り入れをふやして保険税が上がらないよというということでお金をくれると思うんですが、ただ、5年間の間にそれを少しずつ公費投入の額を引き下げられたら、上げざるを得ない状況にそういう方向へ誘導される可能性もあります。

ですから、言われたとおり、やっぱり運営協議会にかけるということですが、法定外繰り入れの存続ということはやっぱり続けていかないと、今、30年度だけということではなしに、そういうことを続けながら、また統一保険料率を実施しないようにしていかないと、我が町で統一保険料率や料率というのが本当に実施されれば、今の状況でどこまでも見通しがあるかわからないけど、多分対応はできません、今の国保の状況では。そういうこともあると思うので、再三しつこいんですが、統一保険料は実施しないように求める。一般保険からの法定外繰り入れは今後も続けていくということで、運営委員会でもそういうことを議論すべきではないかというふうに思います。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時04分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問ですが、やはりこれにつきましては、町の運営委員会にかけていきたい。そして、私どものほうで国民健康保険の統一化というか、一本化、これについてはやはり各市町村とも最終的には同じような料金で同じように皆さん一本にしていくというのが最終的なあれではないかと思えます。

しかし、今ちょうど仮定ですからね、その仮定においてはどのような方法を講じていくかというのは、今まさに県のほうで協議をされているというふうに聞いておりますし、町といたしましては、やはり先ほど課長が答えましたように、そうしたことで何とか運営委員会にかけ、そして、一般会計からの中止も考えていかなければならないと、このように考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 次に移ってください。5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 次は、PSAの検査への助成について、余り科学性がないよというような、これでPSAをしたから死亡率が下がるとかということはないという答弁ですが、中には不必要な検査をしたりということもあると思えます。ただ、信頼性の高い検証、研究でPSA検査を基盤とした前立腺検診の実施により、進行性がんや転移性がんの罹患率が低下し、前立腺がんの死亡率が低下することが証明されています。それは文献もあります。

これは医学的に非常に権威の高い前立腺がんに対する文献ですけど、PSA検診の普及前、1982年から1991年では、泌尿器科外来で発見された前立腺がんの48.1%は転移性のがんだということです。1995年から2004年の検診受診率が65%と地方で高い地域では、全発見がんに占める転移性がん症例比率は、1995年から1999年が8%、2000年から2004年は3%と低下傾向にあると。つまり前立腺がんの検診の受診率が高いところと、いわゆる低下傾向にあるという健康結果もあります。

だから、例えばPSAの値が基準値以上でも、例えば20ナノグラムミリリッター以下では、前立腺の組織をとって詳しく調べると58%ががんが見つからないというそういう結果もあって、結果的に不必要な検査を受ける可能性もあるという、これはかつてから言われているものです。しかも死に至らないがんまで見つかって治療を受けることにより、過剰診断、過剰治療のリスクもあるという、そういうこともあるので余りこれ

で進めても前立腺がんの発見の死亡率とか、そういうのを低下させるという科学的な根拠がないということで、そういう考え方というのは、ずっと以前からこの検査に関しては余り信頼できないという、ただ、自分たちの身の回りでは何人もあるんですけど、P S Aがプラスになって、それで泌尿器科を受診したら、やっぱり前立腺がんが見つかって治療をしたというそういう事例は幾つもありますし、僕の友人もそれで見つかったんですけど、P S Aで見つけたときにはもう手おくれで何年かして亡くなってしまいました。それは私ごとですけど。

ですから、やっぱりP S A検査でがん検診の受診率を上げるということができれば、前立腺がんの死亡率の低下につながると思うんですが、その点について課長の答弁、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 今、田代議員のほうから前立腺がんの検診の普及により死亡が低下したという文献もあるということをお教えいただきました。ただ、行政で働く者としたしましては、国立がん研究センター等の公的な統計を用いて、また、国の指導のもとで実施している対策検診ということになります。

先ほども説明させていただきましたが、発見されても死に至る期間も長いということであったりとか、死亡された方を検診した中で前立腺がんが見つかったというような事例も結構このがんについてはあるということで慎重に対応はしていきたいと考えています。

なお、近隣といいますか、県内でもこの検診を実施している市町村もあるんですけども、やっぱり内容につきまして再検討でやめていく方向というところも聞いております。始めたのはいろんな研究機関との共同によって実施したとか、全般的ながん検診の受診率アップのための目玉事業として取り組んだというような話もございましたが、要精密検査をずっと引き続いて集団検診として受診されているであるとか、いろいろやはり行政がやる検診とは私たち行政的な立場の者としては適さないのかなという気はしております。

ただ、紀美野町におきましても、人間ドックにおきましては、受診者の方もたくさんいらっしゃるしまして、P S Aの実施状況も結構多くいらっしゃいますので、その対策方として、集団検診とか個別検診というのではなくて、任意検診という形の受診につきましては、御理解いただいた上受診してもらうようにということで考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 今の答弁のことで任意検診については助成するという
ことですか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 任意検診については、助成という形ではなくて、
各医療保険者が実施しているドックがあるかと思うんですけども、それが国民健康保
険でもございます。それは引き続き今でもやっておりますし、それについては紀美野町
の国保でも引き続きされるものと考えておりますし、ほかで相談がありましたら、心配
であればそういう機会を通じてということをお伝えすることもあるかと思ひます。

特に先ほど言われていたように、遺伝的なものもございまして、そういう相談があ
ったときは検診のほうのお話はすることもあるかもしれません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 先ほど答弁の中で和歌山県下でも実施している市町村があ
るという、私把握しているのは、みなべ町とすさみ町と白浜町の3つぐらいしかないん
ですけど、行政としてほかにも把握しているのかなと思ひますが、ことしの5月にみな
べ町がやっているというので話を聞きにいつてきました。平成23年の2011年度か
ら40歳以上の男性を対象に追加して実施しているという、目的は検診受診率向上と、
さっき言われた、これでがん検診の受診率が上がるかなということで、受診率が40%
程度ということで比較的高いです。

2014年までの受診率は、対象年齢に占める割合を統計として上げていたんですが、
2015年度、平成20年度から総人口割合に変更になったので、そのときに受診率で
26%、約4分の1ですか、総人口割合の。994名が受診して33名が陽性というこ
とで、それから2015年度、平成27年度は968名が受診して29名が陽性で、2
3名が精検を受けて、そのうちの4名が前立腺がんと診断された。この4名というの
をどう考えるかということだと思ひんですけども、しかし、4名には前立腺がんが見つ
かったという、968名の受診者のうち4名で前立腺がんが見つかったということで、
これをどう考えるかということだと思ひます。

検査は助成は受診率を上げるためにということで、みなべ町はもともと検診の受診率

は高いのでそういうことがあると思うんですが、やはり我が町でもそういうがん検診の受診率を上げていくということは、さっきの国保の県単位化の中でもある保険者努力ということもありまして、そういうところへは保険者努力に一生懸命疾病予防の努力をしているところには交付金を交付していこうということがあるので、やっぱり検査を実施すれば受診率は上がると思うし、前立腺がんの死亡率低下にも結びつくと思いますので、その辺も余り厚生労働省や国立がん研究センターのデータだけに頼らずに実際に実施している自治体もあるわけですから、そういうところを考えて何とか実施してもらえないということにならないのか再度答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員御指摘のがん検診の受診率を上げていくということは、本当に必要なことだと考えています。ただ、P S A検査のために受診率アップにつなげるというのは、今のところは考えておりません。

また、みなべ町で何人か4名の方ががんが発見されたということですが、先ほどからも申し上げたとおり、がんの発見によってがんの死亡を減らすということを目的とする検診を行っておりますので、死亡を減らす方向に動いているかというのは、まだちょっと国のデータとしては私どもは持ち合わせていませんので、私もそういう十分な知識を持ち合わせておりませんので何とも言えないんですけども、がん検診の受診率アップにつきましては、いろんな機関とかを通じて啓発とかお声がけとかさせていただきたいと考えております。

また、先ほど1回目の答弁で申し上げたとおり、禁煙とか一般的ながんの1次予防についても、今後は集中的にやっていきたいと考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） まだちょっとだけ時間があるので、確かにP S Aの測定で前立腺がん検診に限界があるということは以前から指摘されているんですが、その向上を目的とした多くの試みが今、研究レベルではされています。それで特異度の向上ということで不必要な生検の回避にもつながるので臨床上は重要な課題ということになっていて、例えば遊離型のP S Aの割合が前立腺がん患者では低いことを利用する健康とか、P S Aの上昇速度を考慮して、それが本当に生検を受けるべきかどうかを判定するというところで一定の効果は上げていると報告されています。

今後は、いろんな研究が出てきてP S A検査の特異度が上がってくると思われるので、そういうこともやっぱり考えに入れて、国立がん研究センターのデータだけに頼らんと何とか今後もそういう幅広い研究結果を見ながら判断していただきたいと思います。その点についての答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） おっしゃるとおりかと思えます。新しい向上のための研究とかされておりますので、繰り返しになりますが、国立がん研究センターはそういう全てのデータとかを持ち合わせて判断していることだと思います。ただ、そういうこともいろんな幅広く研究していきたいと考えています。

また、先ほどもありましたけども、精密検査対象者でも精密検査を受けない人もいることが今大きな課題となっております。精度管理について、今後も1次予防とか受診率アップにあわせて精度管理についても努めていきたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 以上で田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、10番、小椋孝一君の一般質問を許可します。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 一般質問するのも4年ぶりでございます。若干緊張しておりますけども、お聞きしていただきたいと思えます。

私から水道業務についてということで2つに分けて質問をさせていただきたいと思えます。

まずは紀美野町内で台風21号の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、日夜問わず復旧作業に取り組んでいただいた関係者の皆さんに厚く御礼申し上げます。

また、小川地区で被害に遭われた方々に一日も早く復旧できることをお祈り申し上げます。

このたび台風21号の影響により、町内各所において水道管の破裂、漏水、それに伴う断水が起これ、この対策として水道管の調査及び補修並びに給水活動がなされたとお伺いしていますが、その件について、次の2点についてお聞きしたいと思います。

まず1つは、水道管の破裂及び漏水調査において、配管状況が把握できておらず、複数に見当違いの場所を掘り起こしてしまい調査に支障が出ているとお伺いいたしました。

そこで、水道本管及び枝管の配管図面の整備状況はどうなっているのでしょうか。

本管については、配管図面は保管されていると思いますが、枝管については図面またはそのデータが整備されていないのではないかとと思われますので、この際、十分調査の上、細部にわたって配管図面の作成及び図面データの管理をするべきではないかと思えます。その点について当局の答弁をお願いいたします。

多分上の部分については、7つの下佐々浄水場、河北、河南、中田、美里、毛原、長谷宮ということで上水と簡水とあるわけですが、箇所にも何カ所ぐらいあったのか、そこらもあわせて説明をお願いします。

2番目に、応急給水体制についてということで、断水時において給水車による給水活動が行われたとのことですが、水道課からの放送連絡を受けてから何時間も待たれている場所や、結局、給水を受けられなかった場所が見受けられました。自家用車で別の給水場所まで行って給水を受けられた方もおられたようですが、町民の皆さんには大変不自由な思いをさせてしまったと思えます。

これには最初の質問で申し上げた水道管の復旧おくれも原因であるかと思えますが、当時の給水車の配置計画はどのようにされたのでしょうか。また、今後このような事態を防ぐために給水車の配置及び通行ルートなどを定めてマニュアルを作成するべきではないかと思えますが、その点の答弁をお願いします。

先ほど七良浴議員も聞いておりましたけども、私は別の立場から水道課長にしたいと思えますので、その点御答弁よろしくをお願いします。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) 小椋議員御質問の水道業務についての1番目の御質問、水道本管及び枝管の配管図面の整備状況についてお答えさせていただきます。

紀美野町上水道は、当町で最も古い水道事業であります。複数あった簡易水道を統合して上水道となり、その後は給水エリアを拡張し、現在の姿となっております。

こうした統合や拡張による配水管の布設がえや、古くは石綿管を採用していたため石綿管の布設がえ事業、道路の拡幅による移設や新設道路への先行投資など、現在までに幾度となく更新を行ってまいりましたが、そうした管路を統一的に管理できていなかったため、数年前より過去の工事の記録や修理の記録、メモなどの資料を精査し、現在で

は、本管、枝管ともに配管図の作成はおおむねできており、把握は可能となっております。

これについては、紀美野町上水道、河南浄水場エリア、河北浄水場エリア、中田簡易水道エリア、美里簡易水道エリア、福田簡易水道エリア、毛原簡易水道、長谷宮簡易水道エリアの配管図はおおむねというかできております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、枝管におきましては、布設がえを行っていない場合や水道使用者が共同で引いたものや開発工事により後に移管されたものなど、古いものには記録が残っていないものもあり、一部詳細が不明な箇所もございます。御指摘の漏水箇所は動木地区と思われませんが、そうした問題箇所の1つでありました。

詳細が不明という状況は、布設年度が古く老朽化が進んでいるものと考えますので、今後は現在計画中の老朽管の更新により対応を行うほか、一部不明の管路調査を行い、配管図の整備と管理に努めてまいります。

なお、来年度におきまして、動木地区の布設がえ工事の予算を計上し、修繕してまいりたいと考えております。と同時に配管図の作成とデータの管理に努めますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議員御質問の2番目の応急給水体制についてお答えさせていただきます。

今回の断水時における給水活動でございますが、給水車は海南市と和歌山市から借り受け、3台の給水車と5リットルの給水袋を積んだ軽トラック7台により給水活動を行いました。

給水方法は、3班に分かれ、1班は国道370号を吉野から小畑へ下る給水車とアナウンスを入れながら先導する軽トラックの班、2班は国道370号バイパスを下佐々から小畑へ下る給水車と先導する軽トラックの班、3班は県道奥佐々阪井線を福井から平地区まで下る給水車と軽トラックの班がそれぞれ分かれて給水活動を行いました。その他の軽トラックは、給水車が入れない狭い道を通りながら、下佐々から小畑へ下りました。

また、高齢者の方など給水場所まで行くことができないなどの事情により、電話での要請があった場合には軽トラックで向い、給水袋の配布による給水活動を行いました。

しかしながら、給水活動を始めるに当たり、アナウンスを防災無線で放送いたしましたが、吉野地区から給水活動を行いながら小畑地区まで行くには相当な時間がかかり、給水車はいつどこに来るのかという問い合わせも多くなりましたが、給水状況がわ

かるような放送を入れるまでには至らず、寒い中待っていただいたり、給水漏れがあるなどの事態があったことを反省しております。

今後このような事態を防止するために、課内全員で検証も行いました。今回の反省をもとに給水活動のマニュアルの策定をしまいたいと考えております。

給水方法は、断水の規模やエリアによりさまざまな状況が想定されますので、給水ルートを設定する方法や給水拠点を設ける方法など最良の方法を検討して、状況に応じたマニュアルを作成してまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 10番、小椋孝一君。

○10番 (小椋孝一君) ただいま水道課長のほうから答弁をいただきました。私、最初から1点目と2点目ということで、1点目のほうから順次お聞きしていきたいと思っております。

7つの水道、簡水、上水ということで、漏水箇所は戸数は何件ぐらいあったと申していただいたか。

先ほど七良浴議員も話をしておりましたけども、うちの簡水については、井戸から水をくみ上げて、管ろ過方式で砂ろ過やって、その水を滅菌して送るのが手法だと思っておりますけども、先ほど七良浴議員も言っていたように、前はかなり何億もかけて置いていますわね、3つの塔をね。私もあそこ常時通るんですけども、以前あそこでばんばんブローかけて、多分凝集剤を入れてろ過池に入れてやっていたということがあったと思っておりますけども、今全然使っていない。ああいうもんをもうちょっとね、聞くと、私も以前ばんばん回っていたやつが途中から全然回っていないような気がしたんで、以前から使っていないよということなんやけども、使っていないよというよりか、何億もかけてなぜこれを改修してこういう緊急性のときに使えるような施策をしなかったのかというのもこれは1つの原因やと思っております。

それと、もう1つ、給水装置に関して、私、下佐々ですけども、下佐々の緊急対策のときに、野上中学校で緊急訓練をしたときに、水道課のほうから来て、汚い水を清水にする機械を水道課が持っているということで、そこで私その水を飲ませてもらうことがあったんですけども、それは今回21号の台風のことによって、それを使っていたんか使っていないのか。使っていたらよろしいです、やはり早く行くということでね。

先ほども私、場所は言わなかったんですけども、配管の本管の図面に関しては、もうほとんど図面は整備をされていると思います。ところが枝管については把握できないために、課長さっきおっしゃったので多分わかられると思うんですけども、穴を掘ったら水道管がなかったと、また違うと掘ったと、こんなことは絶対にやっぱりやってはダメなことなんですね。だから、今回これをすることによって、データをきっちりして、また次こういう緊急性を要することによって何かあったときにはすぐ対応できるマニュアル、これのマニュアルも図面も起こしてやってくださいよと。

紀美野町の水道ビジョン、平成27年の3月に出ているんですね。その中にはやっぱりそういう災害時におけるいろいろなことが書いておりますけども、救急体制についてということで、救急時における救急水道、人命にかかわる災害対策になります。災害のところで準備しなければならないとか、水道課には人員がないんでもうちょっとふやして、もうちょっといろんな整備をする必要があるとか、そういういろいろこれ書いているんですけども、これ書いているんですけども、第4章に水道事業の課題ということの中で、ちょっと私これ読ませていただいて、ずっとそのことが書いています。だから、今回、緊急のことによってこれが生かされているのか生かされていないのかということなんですね。これは課長としてはどういう考えを持たれているのか。

それと、ちょっといろいろ皆さん方、ほかの人に聞いたんですけども、水道事業の課のほうに熟練で行かれている職員さんは枝管に関しては大体わかっておる人があると。ところがやっぱり職員がどんどんかわりますので、定年退職されて新規に採用されて来た人については、多分配管がわからん、枝管についてわからない。だから、こういうことを今回この際きっちり精査をして、やっぱり枝管についてもどういう形にどこにどんなあるのかということも精査する必要があるんじゃないかと、こういうことを早急に緊急なことをすることによってすぐさま断水、そしてまた、すぐ皆さん方に水の清水を早く供給できるんじゃないかと、こういうように思いますが、担当課長の再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 小椋議員の再質問であります。紀美野町全体での給水戸数ということで、まず1点は、正確な数字はちょっと把握していませんので、後で答弁させていただきたいと思います。

前処理機についてでございますが、今回の断水に陥ったときを検証いたしますと、や

はり前処理機を稼働させて原水濁度の軽減に努めていくべきだと考えております。

前処理機の停止に至った理由でございますが、前処理機はタンク内に薬品を投入し、原水の汚れに吸着させて汚れを沈殿させます。それを除去することによって原水の濁度を軽減するという仕組みでございます。

取水している貴志川の水は、通常は汚れが少なくきれいであるため、薬品が汚れに吸着することができずろ過池に流出してしまうということがあったと聞いております。

薬品がろ過池に流出いたしますと、これが目詰まりの原因となりろ過池の砂の表面がきれいであるのに閉塞します。これを解消するためにろ過砂の削り取りを行うのですが、薬品の流出をとめる方法を納入業者と検討を行ったと聞いておりますが、それが解消できず前処理機の通常運転を停止したと聞いております。

なお、現在も停止させているため、この間の台風21号のときには稼働させることができなかったということでございます。

それと、少し汚い水を浄水器で処理して、それを飲ませてもらったということですが、それは水道課で所有している2台の緊急浄水装置というのが2台ございまして、そのことだと思います。それは今回の断水に陥ったときには稼働させたんですけども、あのアクアレスキューという装置の能力が小さいというか、大きな災害に陥ったときのとりあえずの町民の飲料水を確保するというところで、1人1日3リットルの水を確保するというで用意しているものでございまして、下佐々の浄水場の給水の人の人数分を賄うには至らず、浄水池の遊水池に入った水をそれで再ろ過さすということをとって稼働させました。

それと、配管図なんですけど、確かに本管、枝管におきましても一応配管図はできてございます。データとしてもあるんですけど、枝管につきましては、詳細の位置といたしますか、この道に入っているというのはわかるんですけども、その道に入っている左側なのか右側なのかというそこまでの詳細のものがございませぬので、議員御指摘のとおり、この際、詳細な配管図面をつくっていかねばならないと思っております。

一番確かなのは、古い配管が入っているところには老朽管の更新事業によりまして、管を更新することによって位置でありまして、深さでありまして、状況の写真でありまして管理できるということで、それを今後順次進めていきたいと思っております。

こういう災害に陥ったときのマニュアルにつきましても、今回の断水に陥ったことを

検証いたしまして、配管が破損したとの漏水工事はどうしたらいいのか、ろ過池がろ過できなく断水に陥りそうになったときにはどうしたらいいのかマニュアルを作成してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） マニュアルについては2番目で聞こうと思ったんですけども、まずは1番目の言うてる緊急給水装置が時間で2リッターか3リッターしか使えない。こんな意味がありませんわな。やっぱり今言うてる1億何千万をかけているあの装置を早急に清水にできるような、財政もそいろいろありますけども、それを応急にやっぱり改良して、何かあったときにそれも使うんやというようなことをしていかな、あれしておれば丸1日半か、それぐらいあれでしょう。断水して汚れた水を供給できなかったんでしょ。だから、これも最小できると思うんですね。

それと、今言うてるように、この際やっぱり枝管に関してもきっちりデータ化しとけば、こういう緊急なときにスムーズに対応、ここは裂けとるとよと、ここも裂けとるとよと、だったらここを行こかって、穴掘って何にもなかったや、また埋めて違うとこ掘ったっというような、こんなほんまに水道管の非常に緊急にやっていただいたのは、本当に必死こいて夜中も関係なしにやってくれたんはありがたいなと思うんやけども、いつまたこういう時期が来るかわかりませんし、やっぱり早急に今言うてるようで、それと改良するのと、たった1日に3リッターぐらいの清水が出ないんであれば、やはりもうちょっと災害時にすぐにでもできるような、私わかりませんが、そういう多分機械があると思うんですね。そういうことを組み入れてやられるほうが町民の皆さんには迷惑かけないということだと私は思いますが、そこら再度もう一遍聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 前処理機についてでございますが、浄水場に設置されている前処理機、あれは現在、処理能力ですけども、濁度に対しての処理能力ですけども、100度となっております。今回、原水の濁度が濁ったときに測定器ではかりますと、2,000度を超えているような状態ございました。仮に前処理機を稼働していたとしてもはるかに処理能力を超えていたということであるんですけども、少しでも原水の濁度を軽減するという意味においては働いていたと。断水に陥るまでの時間なり、それを解消する時間が早まるというんか、機能回復には役立っていたのではないかと考えておりますので、あの前処理機を含め下佐々浄水場の施設の改良、原水が高濁度にな

ったときの対応を改良していきたいと考えております。

枝管についてなんですけども、議員御指摘の何回も同じようなところを掘り返していたところのちょっと説明なんですけども、動木地区の断水を修理したときには、配管は馬谷池から流れてくる谷の暗渠内に配管されていたということで漏水探知機で漏水箇所を探すのですが、暗渠内に流れる排水量に遮られて漏水箇所を特定することが困難な状況であったということです。水がある程度引いてから職員が暗渠内に入り配水管の破損状況を確認する作業をしたために、周りの人から見たら複数に見当違いの場所を掘り起こしていたと受け取られたのかもしれない。

そういうこともありました。災害に陥ったときに向けて配管の詳細な位置であるとかの調査を行うべきであると考えておりますので、今後、配管の調査を進めていきたいと思っております。

最初の1番目の紀美野町内の給水の全戸数でありますけども、5,220戸でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 5,220軒とか何とかという、断水はもちろんそんなやけども、漏水とか破損した件数を聞きたかったんです。今直したバルブが裂けたとか、そういう件数を聞きたかったんですけども、そら精いっぱいやっていただいたんやから、かなり断水に日にちがかかったというのはわかるんですけども、今言うてるように、先ほど七良浴議員がおっしゃっていた同じ器具に関しても、目詰まりするとブローが回って、それは時間的に手動でブローできるんやということであるんで、多分せつかく何億というお金をかけてまでしている以上は、やっぱり何とか改造すればもうちょっと清水に近い水を管ろ過のほうに送って応急処置はできると思うんですね。

だから、今回、議案書の中にも砂の入れかえろ過の補正も上がってきていますけども、そういうことの中でやっぱりそういう何かあったときの緊急対策をできるようなことをしていかないとやっぱりまた同じことになると思うので、そこらも水道課長としてはもうちょっと周知徹底をしていただきたいな。

特にやっぱり水道課というのはいつ出やんなんかわからんということがありますので、ここに水道のビジョンの中で、人材の確保ということで、水道事業の運営には人材の確保が欠かせません。職員の技術力・組織力強化を見ながら、専門性のある人材を確保し、

育成する必要がありますという、重要ですということを書いているので、そこらもうちょっと水というのは本当に住民のあれだと思うので、十分そこらに取り組んでいただきたいなど、こういうように思います。もう一遍答弁を聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 今回、台風21号によって断水に陥った最大の原因は、原水濁度が過去にないほど高かったということで、原水濁度を軽減さす方法を下佐々浄水場の施設を改良して原水濁度の対策を早速進めていきたいということで、水処理メーカーと今現在、協議中でございますので、協議がまとまり次第改良に努めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

それと、水道課の職員、専門的な知識が必要でございますので、今割に若い職員が多いんですけども、経験を積んで勉強して技術力の底上げをして人材を確保していきたい。災害時に間に合うような職員でありたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 2番目の応急給水体制についてということでお聞きをしたいと思います。

先ほどの冒頭の中に給水に関しては、先ほど聞いたら、海南市と和歌山市から給水車を借りてきて夜中まで配っていただいたと、こういう本当に日夜にかけて、夜間に問わずありがたいことなんですけども、ただ、足の不自由な人とか、そういう方がありまして、たまたまうちの近くで、ここ何時ごろ来るよということで1時間半もそこで待たれて、最終的には本当に寒い中、夜中に来ていただいたという、こういう方もございます。そしてまた、車に乗っている人は近くまで行って給水の水をちょっとくれよということでもらってきた方もございます。2トン車の中で入れたらもうずんずんずん減りまわすわな。だから、やっぱりここが一番大事なことだと思うんですね。やはり放送で今断水を、何時ごろここへ来るよってによということ、そこでマニュアルをつくれというのは私はそこやと思うんよ。

だから、確かに早よ来て早よ行ったところには入れてもらえるのはわかるねんけども、やはり最初に待ちやうとこ、ここやったら何時に、ここやったら何時というように、やっぱりそこらマニュアルもきっちりしていつてあげないと、足の不自由な人らが待ってたら、そこまでずっと来ない。もらえる人は早ようからもらえてる。車で行ってる人

は町外へもらいに行って、近くのコンビニへ行ってポリ容器買ってきて親戚へ行って水もってきたよという人も聞きました。

だから、やっぱりこういうことをせっかく和歌山市の給水車、そしてまた海南市の給水車まで借りて、1番、2番、3番という経路もちゃんとそういうように置いてるにもかかわらず、こういうことがあったというのは今回初めてのことだと思うので、これを1つの教訓としてルートをちゃんと決めてやっぱりそういうことをしていく必要があるのではないかと、こう思うんですが、そこら辺について再度、今後の取り組みについて、町長から。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどからちょっとお聞きしていたんですが、これの水道の対策ですね、これにつきましては、先ほど七良浴議員のときに答弁させていただいたように、やはり今回のこの機会をとらまえて根本的に一遍検討させますということで答弁をさせていただきましたので、やはり前処理機もさることながら、やはり給水の装置から始まって非常にもうこれ水道自体が古くなっております。そんな中で、やはり一から見直すと。そして対応していきたい。

それと、応急給水マニュアルですが、これはやはりどういう場合にどういうことが起こるかは知り得ません。しかしながら、この間、私も水道課へ行って、そして陣頭指揮をしていました。そんな中で、しかられる人から、また喜んでくれる人から、家まで届けてくれたというふうな方からいろいろございます。そんな中で、やはりこれを機会にこれも見直していきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、今回は訓練ではございません。あくまでも下佐々地区というそういう家の多いところの箇所が断水したと。そうしたこともございましたので、もう至るところを給水できるようなそうした体制をとりましたが、やはり隅から隅まで行くというのは、これはもうちょっとできなかつた。そんな中で、やはりこれを反省材料としてこれからまたマニュアルをつくり対応していくようにやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 町長も陣頭指揮に立たれて非常に苦慮しておるのは私もわかっております。しかしながら、喜んでくれた人は喜んでくれた。しかられたり、困っている人というのはやっぱり非常にそういう強い口調で私も聞きましたので、そこらも教訓の中に入れて新しいマニュアルづくり、そしてまた、いつ何どき救急なことがあっても体制づくりにできるように町当局に切にお願いをするわけじゃないけども、十分そこら辺をもうちょっと見直しして頑張っていたきたいと、こういうことで終わります。

○議長（美野勝男君） 以上をもって小椋孝一君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時01分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

○議長（美野勝男君） 続いて、8番、向井中洋二君の一般質問を許可します。
（8番 向井中洋二君 登壇）

○8番（向井中洋二君） まず最初に、台風21号で被害を受けられました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、私のほうから2点質問をさせていただきます。

第1点目、森林保全に伴う防災対策について。

間伐等で放置された倒木や、異常気象で局所的な集中豪雨により、貴志川、谷川等が増水し過密化する森林が浸食されたことに伴い発生する倒木等が被害を引き起こすことが考えられます。町はこの倒木に対する対応策をどう考えているのかお伺いします。

2点目、教育環境の充実についてであります。

町内の学校で現在取り組まれている校外学習、社会科見学等の現状と今後のさらなる充実に向けた取り組みについて町の考え方を伺います。よろしくお願ひします。

（8番 向井中洋二君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） それでは、私からは向井中議員御質問の1番目の森林保全に伴う防災対策についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年、地球温暖化に係る異常気象等で局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、土石流の発生時に溪流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで河川や水路等をふさぎ、農用地や住宅地に係る被害を拡大させる事例が発生しております。

本来、健全で良好な状態に維持されている森林は、下草や低木等の植生や落葉等により表土が覆われており、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぎ、土砂の崩壊を防ぐとともに、雨水を吸収し、一時的に蓄え、それを急激に流出させず徐々に河川に送り出すことにより洪水を緩和したり、水質を浄化するなどの働きをしております。

しかしながら、社会情勢の変化により、林業採算性の悪化や山村の活力低下等を背景として間伐をはじめとする適切な森林整備が十分に行われていない森林が見られる状況となっており、その状況が続くと森林の荒廃は進み、特にその健全性を維持する上で人の手を加えることが必要である人工林等においても、荒廃の進行が早く、森林の持つさまざまな機能の発揮にも支障をきたし、ひいては将来にわたって住民の生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。

現在、町内においては、各地域において間伐による森林整備が行われており、間伐の方法については、大きく分けて搬出間伐と切り捨て間伐の2つの方法がとられております。

搬出間伐については、間伐材を製材やバイオマスチップの原料として販売するために森林外に搬出する方法であり、切り捨て間伐については、伐採した木を森林内に残す従前からの間伐方法となります。

この切り捨て間伐については、間伐に関する国や県等の補助事業を活用する場合、間伐された木を等高線に沿って横積みすることが規定されているとともに、そのような規定がない事業につきましても、間伐された木が災害を引き起こすおそれがないよう十分注意して間伐作業を行っている状態と伺ってございます。

議員御質問の町は倒木に対する対応策をどう考えているのかとのことですが、森林の多面的機能を十分に発揮させるためには、森林の適切な整備・保全を行うことにより、森林を健全な状態で維持・管理していくことが必要であると考えております。

適正な管理や間伐を適正に行うことで採光が進み、立木の根や幹が太く成長し、風や雪にも折れにくくなるとともに、下草などが生え、土砂流出防止機能が高まることによ

り、森林の持つさまざまな多面的機能を十分に発揮することができ、保水力や土砂災害に強い森林になり、倒木被害及び災害などを未然に防ぐことに寄与するものであると考えますので、引き続き国や県の支援を活用し、森林組合とも連携を密にして整備や管理を進めてまいりたいと考えますので御理解賜りたいと存じます。

以上、森林保全に伴う防災対策についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから2番目の御質問の教育環境の充実についてお答えさせていただきます。

現在、町内の小中学校では、年に数回校外学習を行っております。校外学習では、実際にその場所や施設に行き、見聞したり体験したりすることを通して学習を深めることを主な目的として実施しておりますが、春の遠足などでは、自分の役割に責任を持つこと、仲間と協力すること、社会的なルールやマナーを身につけ行動することなどを主な目的として行っているものがございます。

春の遠足では、町内や近隣市町へ校外学習に行っています。本年度、野上中学校では、学校から生石山山頂までの約25キロを徒歩で往復しました。地域の自然に親しむことと同時に、仲間と支え合い目的を完遂する喜びを味わった子供たちの様子が印象的だったと聞いております。

修学旅行は主に春に実施しております。夏には、小学校で林間学校やキャンプ、中学校では職業体験学習を行っております。秋は、社会見学を実施している学校もあります。ここでは町外や県外の施設を見学し多くのことを学んでおります。もちろん学校一律に同時期、同場所で行っているものではありませんが、それぞれの学校が必要に応じ校外学習を計画しております。

このほかにも消防署や役場など町内施設やスーパーマーケットなど近隣市町施設へ校外学習に出かけています。

机上の学習では得られない貴重な体験を通しての学習は、子供たちの学びをより深いものにします。それぞれの学校が児童生徒の実態に沿った校外学習を計画しています。今後も校外学習の充実に向け、教育委員会としましても各校を支援してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) これですべての答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して通告項目に従い質問・答弁をしてください。

8番、向井中洋二君。

○8番(向井中洋二君) ただいま森林保全に伴う防災対策についてということで答弁をいただきました。その答弁の中で、災害の事例が発生しているという答弁があったと思います。土石流とか、そういうことの中で、どの程度の中で、また紀美野町であるのか、それとも日本全体の話をされたのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長(美野勝男君) 産業課長、米田君。

○産業課長(米田和弘君) ただいまの向井中議員の御質問にお答えさせていただきます。全体的に今お話をさせていただいたのは、一般論ということで御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長(美野勝男君) 8番、向井中洋二君。

○8番(向井中洋二君) それでは、台風21号初めとして倒木等が引き起こしたと思われるような被害はこの紀美野町内で今まででもあったのか再度お伺いします。

○議長(美野勝男君) 産業課長、米田君。

○産業課長(米田和弘君) ただいま向井中議員の御質問にお答えさせていただきます。

倒木を主にした災害というのは、現在、産業課のほうでは把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(美野勝男君) 8番、向井中洋二君。

○8番(向井中洋二君) そしたら、私の質問の中にもありました河川の浸食、また谷川ですね、そういうことの倒木が多数見受けられるということで、それが災害を引き起こすんじゃないかという質問内容をさせていただいております。そのことについての御答弁をもう一度お願いしたいと思います。

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

○建設課長(井村本彦君) 向井中議員の質問にお答えをさせていただきます。

台風21号等々被害はかなり出ておりますが、土砂災害に伴って倒木というよりも、

下の地質が動いて災害が発生してございますが、倒木等々が直接原因で発生したということに関しては、私自身は把握はしてございませんので御理解をいただきたいと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 私の言いたいのは、倒木が谷川を多少ふさぐ、そういった状況にあつて、それによって流水障害といいますか、水の流れをそれによって変えた状態になって迂回流による被害なども含めてそういった事例もないのかということをやっと確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） ただいまの件でございますが、全国的に見れば、砂防及び岸の後方等々でも流木等々の対策をした工法というのが出てきてございます。ただし、当町内においては、確かに一部にそういう箇所は見受けられるかもしれませんが、それによって災害を誘発されたということに関しては私は承知してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） ちょっと年数は忘れたんですが、毛原下地内で畑に行くコンクリート製の橋がそういう状況になって、倒木が詰まって、その勢いで押し流されたというような事例、私は聞いたことがあるんで、そういったことも含めてですね、今後こういった谷川に散乱しているといいますか、そういう倒木が今後災害を起こし得るということは十分に考えられると思うんです。今でもこの前の台風で雨量が500ミリを超えるような雨が降ってるのは事実なので、そういったことも含めて町のそういった倒木に対して、きれいにやっぱり河川を管理する河川管理上の問題も含めてどういった考えであるのかということをもう一度お伺いします。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 向井中議員の質問にお答えをさせていただきます。

当然、小河川等々においては地元の方々に非常に危険が及ぶというようなことがあった場合は、当然、町のほうへも御連絡いただけるであろうし、そういう状況であれば、町として何らかの形でそのものを除去するなり、危険を取り除くという形で、当然、一般の道路にあるのに支障木が入ってるような形で通行できないというのと同じような状

況だと思えます。

それに対しては今後対応していきたいと思えますので、地元の要望をいただいた中でやっていくということにしたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 今、私が地元だけなんです、谷川あたりを見ますと、やっぱり倒木で大変自分では危ないというような感じ方をしているので今回こういった質問をさせていただくんですが、町として危険箇所って思われるようなところも把握はできてないということですか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 防災関係に関する危険箇所というのは、もちろん防災も含め我々も把握はしてございます。ただし、その流木等々が非常に堆積して、俗に言う小河川、谷川の中まで堆積しているよと、余り人が行かないよというところに関しては、一部把握できない箇所があるかもしれませんので御理解を賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） そのことについては、また地元からいろんな形で要望も上げていきたいと思えますが、こういう小さなことがきっかけで大きな災害に発展するということも踏まえてよく考えていただきたいと要望しておきます。

それでは、続いて、2点目に入りたいと思えます。

教育環境の充実についてであります、今、次長のほうから言われた校外学習であるとか遠足、いろんなことを聞かせていただいたんですが、県外ではどの辺まで県外で学習をされているのかということをお伺ひしたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 県外で言いますと、遠足では、高学年が関西サイクルスポーツセンターであったり、大型児童館というところに行っております。あと修学旅行では、これはもう中学校両校と小学校です。中学校は東京方面でございます。小学校につきましては奈良、京都方面です。あと社会見学などでは、中学校では兵庫県の防災センター、あと野上小学校では大阪のほうのキッズプラザ、あと大阪城、大阪市立科学館などへ行っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 今、次長の言われていた学校の机の上では教科書だけ見ているだけでは学べない。実際に自分の目で見て知識や経験を開ける校外学習は多分重要視していただいていると思います。

そうした中で、つい最近ちょっと神戸市さんのほうに個人的に研修に行ってきた、のびのびパスポートという事業ですね、そういうのをちょっと勉強させていただいたんですけども、次長もそれは御承知であるのでしょうか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうは詳細は把握できておりません。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） それでは、のびのびパスポート事業ということで、神戸市さんが平成2年からスタートしている事業でありまして、これは子供たちの健全な育成を図る教育環境をより一層充実させるために公共の施設や民間施設を無料で開放するといった事業であります。それが今、平成4年度にはもう神戸市の隣接する6市1町、また11年度には淡路島や徳島市、鳴門市へ拡大して、28年度には篠山市という感じでだんだんとのびのびパスポート自体が拡大をしてきている中で、こういう形も紀美野町にとっても子供たちにとっては大変プラスになると思うんです。そういったことでこういう導入に向けた考え方といいますか、そういう考えも視野に入れて今後進めるべきではないのかということをお聞きしたいと思います、どうですか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今、議員のほうからのびのびパスポートということで神戸市を中心に子供たちの学習とかに対して非常にすぐれた取り組みをしていただいているとお伺いしました。たくさん市の町村がだんだんふえてきているということもお伺いしております。

近隣というか、1つ大阪市を挟んで和歌山県にもなりますので、そういうところに加盟というんですか、させていただくかというような条件等も多分あるかと思っておりますので、その辺は勉強というんですか、またお教えいただいたり、私たちも神戸市等で聞かせていただくなりして、もう少し研究させていただき、向こうさんに多分よっしゃと言うていただかないとだめだと思っておりますので、その辺もちょっと研究させていただきたいと考

えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） その事業で、今29年度において、泉州、また和歌山地区内4市2町に拡大をされています。そうした中で、それで対象施設といいますか、そのパスポートを持っている子供がそういう施設へ行くと無料で観覧ができるという施設が今82カ所、神戸市から始まって先ほど挙げた市・町ないし、そこで全部それが使えるという事業なんで、その中で今年度一番近隣で紀の川市の清州の里などでもそういったパスポートが利用できるようになっていきますので、またそういう機会があれば研究をしていただいて我が町でも取り組んでいっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今御提案いただいたことなんですけども、非常にうちの児童生徒にも得するというんですか、学習の機会が得られるということで、それは相手さんの御都合も聞きながら、よろしいようであれば、できるだけ加盟させていただくというんですか、そんな学習とか教えはいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） こののびのびパスポートにあっては、土曜日、日曜日、祝日も関係なしに家族ぐるみでその地区へ行ったりとしても、それを提示すれば、子供さん、小学生、中学生が無料になるということでありまして。そうした中で言いますと、神戸市さんから他市町の子供さんが天文台に来てそういう利用方法をしていただけたということから始まりますと、お互いにプラスになることがあると思っておりますので、どうかそういう機会をしっかりとつくっていただきたいと思いますが、最後に教育長、お願いします。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 先ほどからお聞きしまして、そののびのびパスポートというのは非常にいいなと思っております。うちの町内、今御指摘ありましたけども、天文台もそうですし、スポーツ公園とかふれあい公園の施設であるとか、いろんなところが利用していただけるかなと思ってございますので、ぜひ相手さんのあることとございますので、うまく話が合えばそういうことを検討していきたいなと思っております。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 私がもらってきたのびのびパスポートというこういうものがありますので、また後ほど持っていかせていただきますので、ぜひともこういうすばらしい事業を取り入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 以上をもって向井中洋二君の一般質問を終わります。

続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、議長のお許しを得まして一般質問を行ってまいりたいと思います。

先ほど来皆さん方も本当にさきの台風による小川地区の方々に対してお気の毒であったと、それに対してどのように対応していくんかということでの質問もございましたけれども、私もその立場で、この問題については、何も当局と私たちは乖離するものではなくて、ともに町民の福祉と健康、安全のために知恵を出し合って頑張っていくと、そういうことについて、その立場で質問をしてまいりたいと思います。

まず初めに、風力発電からお聞きしてまいりたいと思います。

さきの9月議会でも質問いたしまして、また町民の皆さん方ともお話する中で、大変この問題について心配されています。そういうことからあっちこっちで学習会をやったり、風力問題に取り組んでいるというのが町民的な問題になってきていると、そのように思います。

私もその学習会に参加させてもらいましたけれども、これは町外の方々からも町長の出した意見書が大変よかったと、こういうふうに評価を得まして同じ町民として鼻が高かったんですが、その意見書を書いていただいた。さらにまだまだこれから方法書等についても見解を言ってもらいたいわけでございますけれども、その4,500キロワット、これは本来ならば、洋上発電という海の上で何キロも離れた沖合にブイを浮かべてやる発電であって、大体人間の我々に近い、そういうところにするものではなかったんですね。そのことからいろんな問題が起こってきています。

風車から発生する超低周波音というのが人体に影響していると思われています。業者が配慮書に書いているのでは500メートル離せばいいと、こうなっているんですけども、これは話にならないというふうに、例えば由良町に行っても1キロ離れたところで大

きな被害が出ている。そして2,000キロワットが現在県下で最高、大きいんですね。そういうふうなことから4,500キロワット、それはあかなってというのがまず第一声でありました。

朝日新聞を見ていましたら、発電計画の1キロ離れたところに住んでいる人が1,800あると。ちなみに配慮書見てみましたら、配慮書には、500メートル以内は住宅も学校も医療機関も福祉施設もゼロというふうになっているんですけども、1キロメートル以内には住宅が1,812戸、学校が4つ、医療機関が6、福祉施設が3、1.5キロメートル以内には住宅が3,837戸、学校8、医療機関10、福祉施設が9、さらに2キロメートル以内には住宅が7,791戸、学校が12、医療機関が19で福祉施設は16もあります。これは2市2町にわたっての話でありますけれども、紀美野町には住宅や学校、医療機関等が幾つあるというふうに認識されているのか、まず聞きたいと思います。

台風で小川梅本地区に大きな崩壊が起りましたが、この町というのは全国有数の地すべり地帯であります。これが防災科学技術研究所の地すべり地形分布図、これはホームページで見られるんですけども、色のついたのが地すべり地帯なんですね、航空写真で判断されるそうなんですけど、ちなみにここが長峰山脈の上に渡る計画と。その下にずっと地すべりがあるわけですね。

また、もう1つ、この前の下佐々の前、福祉保健センターの上にもこういうふうにあるんですけど、ここにも大きな地すべり帯があるわけで、これは幅8キロ、長さ15メートル、それ以上の分だけが載ってるんで、それ以下のものは載ってません。ですから、もう大変な状況なんですね。

これはこの地域が紀ノ川水源もそうなんですけども、そういう地すべり帯があるんですけど、この地域は底質片岩という、要は我々なめらなめらって言いますが、なめら石って、これは滑らかな石ということで滑るんですね。これは山の中に入ってちょっと掘ったら出てきますけれども、こういう地域ですから滑っていくんです。

こういうふうなところにこのブレダーというんですか、プロペラ、65メートルあるそうなんですけど、これをヘリコプターで運ぶとお金がかかるので車で上げていくそうです。優秀な車があるそうなんですけれども、それでも相当な道をつけていかなければ入っていきません。それをつけるために新たに作業用の道路をつくるんですけど、先ほどから皆さん方も心配しているように、谷なんかを埋めたり、きちんとそれぞれの水がそれ

ぞれの谷に流してもらえようような工事をしてくれればいいんですけども、まとめられると大変なことが起こります。

また、風車をつくる基礎ですけども、簡単なものではないんですよ。仮にも150メートル、プロペラの直径が130メートルという、こういうものが受ける風の力というのは相当大きい、また、重さも重いですから、これを支える基礎をつくるための土を掘ってそうしてやりますが、その土は配慮書見ていましたら、風力発電機等の搬入時に拡幅が必要となる可能性のある既存道路、土捨て場の確保等により改変が及ぶ可能性がある範囲が存在することを考慮し、事業実施想定区域を風力発電機の設置予定範囲より広めに設定することとした。つまりああいう印がついてますよね、あの中に土捨て場もつくるといことですよ、この意味は。ですから、山の中腹から上のほうにそういうものができてくると。そうやってまいりますと、道をつくるための危険と、それから土捨て場をつくることによる危険と、この2つの問題が起こってくるというふうに思います。こういうふうな問題が出てくると。

実際、これからIターンの方々とも、若い方々、こっちに来られている方々が来られてお話をする機会があったんですけども、彼らが言ってるんは、環境がよくて来たんだと。だから、そういうものができたら若い人たちはもう来なくなりますよと言われてました。

また、さきの学習会に参加された方が涙を流してですね、環境がよいために子育てしようと思ってこっちに来たのにこれは本当に悲しいことだと、このようにおっしゃられていました。

ですから、いろんな意味で風力発電が意味があるというふうに思います。

何にしても健康被害やら山の崩壊、あるいは土石流などの問題が心配される。町としてはこの問題をどう対応されるのか。意見書にも書いておられますけども、今後、次の方法書の縦覧について町民にどのように周知、徹底されていくのか。

また、さきの配慮書というのは非常に見づらいものでした。特に地図は本当にどこを指しているのかわからない。今度の方法書では、具体的に風車の位置も載せて町民が納得できるように、そういうふうなわかりやすい方法書になるように指導というんですか、業者に対して指導してもらいたいと思います。

次に、21号台風による地すべりについてお聞きしたいと思います。

21号では、大きな被害を出しまして、これは本当にお気の毒なことであったという

ふうに思います。しかし、言ったら語弊があるかわかりませんが、あの地域はここなんです。梅本の上、札立の下です。あの滑った土というのは、あのところから見たら約1割ぐらいらしいですね。もう少し雨が降って、そういった本格的な土石流が起こったとしたら、梅本地区はもう全滅というふうになっていたと。

この小川全体がこのように地すべりの印ばかりのところ、こういうところであって、私も地域の方々が心配されている間伐による道路等が影響したのかというふうに初め心配したんですけども、そんな簡単なものではなくて、地域全体が危険地帯と。先ほどこからいろんなそれぞれの議員さん方が質問されておりましたけれども、今後についての対応ですね、これは今うちは県のほうから言ってくる雨の情報等についていろんな情報を流していると思いますけれども、山の情報について、例えば生石山に雨がどれだけ降ってるんだと、そういうことについては、雨量計は具体的に置いているのかどうか。置いてないと思うんですね。置いてるんですか。それについてどのように何をされているのか。いち早く逃げるより仕方がない。

これから土をためるための工事もされていくようですけども、実際これだけの大変なことになってくると、いち早く逃げる体制をとっていく。それから、もう1つは、きょうもほかの議員さんからも出ておりましたけども、住民の方々によく知っていただく、どんな状況になっているのか。小川だけではなくて、あっちこっち町内にはこういう危険なところがございますから、逃げよと言うても大丈夫というふうなことに思われないうように十分に紀美野町の地形というものを理解してもらえようような取り組みが必要ではないかというふうに思いますが、そのことについて聞きたいと思います。

3点目に、交通利便の問題についてお聞きしたいと思います。

紀の川市におきまして一部乗り合いタクシー、これはデマンドタクシーのようがございますけれども、導入されたそうであります。

また、昨年度といいますか、ことしの2月でしたけれども、広島県の神石高原町という町を視察させていただきました。ここでは乗り合いのバスから、また要するにいろんな種類のバスがございますけれども、それをやめてドアツードアでタクシーを取り入れるというその制度を変更するというので、今年度から要するに平成29年度から取り組むということでありました。

そういうことでこの質問に際しまして神石高原町のほうにどうなっているのかお聞きしたんですけども、その前に、この神石高原町もこの紀美野町もほぼ同じ9,300

人の町なんですけども、面積は広くて約3倍あります。ここでやった結果、大変好評で、ここではどこまで乗っても町内は600円、タクシーですから自分の好きな時間に来てもらって行ってもらうんですけども、町内を越える場合については2分の1補助で5,000円が限度、つまり町内越えれば1万円の距離までは半分の補助が出るんですけども、そこからについては5,000円要ろうが6,000円要ろうがそれ本人は払うと、そういうふうなことになっているようであります。

今後この紀美野町においてもやはり考えていかなきゃならないのは、1つには地域に車に乗る人は誰もいない、そういうようなところも起こってきていますし、また高齢化が進む中で免許の返納ということも起こってまいります。その点からこのタクシー制度についての検討がぼちぼちされていかなきゃならんというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後に、期日前投票の投票所についてお聞きしたいと思います。

投票所の支所ですね、今、紀美野町になってから本庁1カ所しか期日前投票ができないわけでありまして、今回の衆議院選挙においては、投票日が台風と重なるということから多くの方が期日前投票を実施したようであります。

以前からお聞きしているように、この広い紀美野町に期日前投票が1カ所しかないというのは、遠いとか、あるいは気軽に行けないなどの不満の声を聞いています。合併した自治体では、期日前投票についても考慮して何カ所か設置するようになっているということですのでございますけれども、旧野上町、また旧美里町の合併の協議では、このことについてはどのように検討されてきたのか。

どうあれ住民から不便の声が上がっている以上、支所にも期日前投票の投票所を設置するべきではないかと思いますが、御見解をお聞きしたいと思います。

以上、4点よろしくお願いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

1問目といたしまして、圏内の住宅等それぞれ何軒あるかということなんですが、議

員御指摘の圏内における影響についてははかり知れないため、今回、平成29年11月現在の住民基本台帳により申し上げます。

東エリアといたしまして、下佐々616、動木409、福井165、合計1,190戸、2,616人です。そして北エリア、東野38、井堰43、蓑垣内19、真国宮37、蓑津呂19、花野原11、北野10、合計117戸、そして347人。南エリア、上ケ井21、三尾川61、赤木20、高畑8、桂瀬13、今西10、滝ノ川9、合計142戸、292人いらっしゃいます。

また、公共施設（学校を含む）、そして老人福祉施設、東エリア9施設、北エリア6施設、南エリア4施設ございます。

次の御質問にお答えいたします。

健康被害や山の崩壊、あるいは土砂の流出などの問題が心配されるが、これについての対応についてという御質問にお答えいたします。

大規模事業であるため、環境評価法及び和歌山県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象となり、現在、第1段階として計画段階環境配慮書に対する市町村長の意見書を作成し、環境の保全の見地からの意見書を知事に提出いたしました。

主な内容といたしましては、総括的事項として紀美野町は空一面に広がる満点の星空、緑豊かな風景、貴志川水系の清流といった空・山・川の豊かな自然を最も大切な資源としている。町に暮らす人々や訪れる人々に潤いと安らぎを与える自然環境を守り生かし、次代へ継承することをまちづくりの根幹としている。

今後の風力発電事業計画については、このことを念頭に置き、事業、位置・規模について検討すること。

また、事業計画を具体化する過程において、全ての地域住民の理解を得られるよう努めることなどの意見を提出し、知事意見に採用され、そして環境省が経産省に提出。経産省はそれをまとめ事業者へ意見を提出してございます。

その総論といたしまして、予定地域の設置位置や搬入道路の実現可能な事業計画を検討し、改変を想定しない範囲を除外すること。計画段階配慮事項に係る環境事項の重大性の過程を整理し、工事实施による影響項目についても適切な調査予測及び評価を実施することとしています。

個別事項といたしまして、1、健康被害については、最新の知見等に基づき居住等の影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ施設を離隔すること

としています。

2、土地の改変に伴う自然環境に対する影響については、想定区域は、周辺には砂防法（砂防指定地）、森林法（保安林）地すべり等防止法（地すべり防止区域）、県が指定している土砂災害危険箇所（土石流危険渓谷等）が存在している。尾根付近には既設の道路が少ない、計画が広範囲に及ぶため、大規模な地すべりを含め造成工事や道路工事が想定される。議員御心配の土砂崩落及び河川沢筋等への土砂流出が懸念されます。このほかにも環境省は、景観に係ることを含め8点指摘してございます。

次の方法書には、各法に基づきそうした可能性の高い箇所の改変は回避するようにと意見書に書かれていますので内容を注視してまいります。

続きまして、方法書の縦覧の周知方法についての御質問にお答えします。

今後、事業者は、平成30年2月中ごろ、同方法書の提出予定、届け出後1カ月の縦覧開始となり、その間、地区説明会実施、それと同時期に県環境評価委員会が開催される予定です。

方法書では、事業の位置、規模、環境保全等適切な配慮をすべき事項等、環境影響評価委員会において検討し、知事意見を受け環境大臣意見書が経産省に提出され、事業者意見書を送付し、その指摘事項について記載するとしています。

方法書の縦覧につきましては、日程が決定次第、役場本庁、支所、出張所各受付窓口にご意見ボックスを添えて広く意見を投函いただけるよう縦覧書を開設するよう事業者にご要望してまいります。

また、方法書の縦覧期間及び地区説明会日程を含め住民への周知徹底を図るため、町全体に配布を要望してまいります。

なお、事業所による新聞掲載、事業所ホームページに方法書が公開されると聞いてございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから美濃議員御質問の2問目の質問のほうでございました梅本地区に関する警報器と申しますか、土の変位量を見るのにどうしているのかということでございますが、伸縮計を上部に3カ所設置してござい

ます。それとワイヤーセンサーがついてございます。これを連動させまして今度は警報器と警報ランプが鳴って住民に避難を教えるというか、啓発するという形になっているようでございます。

それから、雨量計でございますが、生石山のキャンプ場に雨量計はございます。これは町のホームページのほうでも確認できるようになってございます。雨量計、風速、風向も出ていると思います。

それから、奥佐々地区に関しても地すべりがございましたので伸縮計が5カ所設置されてございます。

それから、本題のほうで議員御質問の台風21号による地すべり災害についてお答えをさせていただきます。

まず、奥佐々地区に発生しました地すべり災害につきましては、平成29年10月15日から22日にかけての500ミリを超える豪雨によりまして、地下水位が変動し、地すべりを誘発させたものであるようでございます。

現在、県海南工事事務所において、緊急対策工事により横穴ボーリングを実施して地下水の上昇を抑え水位の安定を図っておるよう聞いてございます。

今後におきましては、抑止工として、グラウンドアンカー工やのり面工が施工されると聞いております。工事の進捗を一日も早く進めていただくために県当局に対しまして現在要望しているところでございます。

また、梅本地区において発生いたしました土砂災害につきましては、先ほどと同時期に発生しました豪雨による土石流により表層崩壊が発生したものでございます。こちらにつきましても、現在、県海南工事事務所におきまして対策工事を実施していただいているところでございまして、仮設工として強靱ワイヤーネット、先ほども町長が申し上げましたが、一日も早く対策工事を実施していただいております。避難者もいらっしゃることから、一日も早く一時帰宅できますように、仮設防護工事や警報装置等安全施設の整備、また恒久的な対策工事としての砂防堰堤の早期完成を要望しているところでございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細谷康則君） 私からは美濃良和議員の3点目の交通利便対策についての御質問にお答えをいたします。

高齢化、過疎化が進行し、各地域、集落ごとに状況や課題が多種多様となっている現在におきまして、地域公共交通の形も地域の特性に応じた多様化が求められていることは町といたしましても理解をしております。

そのような中にありまして、議員御提言のタクシーを利用して予約に基づき利用者宅まで迎えに行くというデマンド型の乗り合いタクシーが交通手段の1つであるということも理解はしているところでありますが、現時点におきまして、引き続きコミュニティバスの運行を続けてまいりたいと考えております。

ただ、コミュニティバスの運行についても、住民の要望の多い買い物等への利便性も考えて今後改善できる範囲で対応していかなければならないと考えているところであります。

また、近い将来、コミュニティバスの運行とともに、タクシー等の小型車両を活用しての交通手段の確保についても、他の自治体の例なども参考にしながら研究をしていきたいと考えております。

次に、4点目の期日前投票の支所への設置についての御質問にお答えいたします。

公職選挙法において、投票日当日、投票所で投票することを原則としています。一方、期日前投票制度は、投票所における投票を原則としつつも、投票日当日、仕事や用務があるなど一定の事由で投票所に行くことができないと見込まれる方のために、特別に措置されている制度です。

しかしながら、近年、期日前投票を利用される有権者が増加しており、本年10月に執行されました衆議院議員総選挙の場合ですと、当町の期日前投票者数は2,507人となっておりまして、投票者全体の47.53%を占めておりました。

このような状況の中で、議員の御提案についても私どもも理解できるものではございますが、期日前投票における選挙事務には多数の職員を要し、2カ所となりますと単純にさらに2倍の増員が必要となります。また、経費についても大きくふえることとなります。

また、旧野上町と旧美里町の合併の際も当然協議は行われておりました。期日前投票というのは、平成15年12月から始まった制度であるため、協議当時は不在者投票所として協議をされておりましたが、その際も、職員の確保が困難であることや費用が増

加すること、また、二重投票のおそれがある等の理由で不在者投票所は1カ所とすることとなりました。ただし、できるだけきめ細かく投票所を設けておくこととしてございました。

現在においては、合併当時よりさらに職員数が減少し、今後もさらに減少することとなります。さきの答弁で申し上げました移動期日前投票所と同様、そのような中にあって期日前投票所を2カ所とすることは非常に困難な状況であり、可能な限りきめ細かく投票所を開設することで投票機会の確保を図っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して通告項目に従い質問・答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この風力発電でございますけれども、相当に考えていただいているということで、これについては感謝したいと思います。

しかし、この相当大きな相手が事業所でもって、日程を見ましたら、エクイスエナジーというのが本社でシンガポールにあると。このシンガポールにあるエクイスエナジーがやっていたんですけれども、身売りしているんですね。ある地区の区長さん方と今来ようとしている業者と話し合いしたそうなんですけれども、絶対売りませんよと、よそは売るけど、うちは売りませんよと言うてちゃんとやるということをしたそうなんですけど、本社のほうはもう10月の末に契約を結んでいる。

相手が大きいんですよ。中国資本とかそういうグローバル・インフラストラクチャー・パートナーズという会社を買ったそうなんですけども、この3,000億円、エクイスエナジーは投資を集めているそうです。世界的に90幾つかのこういうふうな事業所を持っているようなんですけども、これがこのグローバルに50億ドルで、ですから五千数百億円で、もうこの段階で相当大きなお金をもうけていると。この買ったところが90幾つをばらにしてさらにお金をもうけていくということではございましょうけれども、賠償メタル企業連合というのはカナダの年金基金運営業者、また、中国の国営の中国投資、中国の国が絡んでこの会社を買ったと。そういうことで我々相手にしなきゃな

らないのは、相当に大きなそういうものであるというふうに認識しとかなければならぬんじゃないかと思えます。

また、業者ですけども、かかわっているのは日本気象協会ですよ、コンサルタントの。これが由良のほうに視察に行かせていただいてお話を聞いたんですけども、由良のほうでもこの日本気象協会がいろいろとやっているようで、大きな被害の出ている畑地区というんですけど、そこでは住民の19%の方が何らかの健康の症状が出ているみたいであるんですが、ここで調査を求められたこの会社が、単にどれだけ低周波があるとかって報告すればいいんですけども、最後に総評として、超低周波音、可聴音ともに一般的な住宅内に存在するレベルと変わりはなく、直接的に健康影響を及ぼす可能性は極めて低いと、こんなことも書いているんですね。これがあるために住民の健康に対する要求がこういうふうに書いているからということで受け付けてもらえないと、こういうふうなことが言われていました。

さっきから話してるように、うちの町でも町の関係部署と、それから住民とも話し合いができていたというふうに配慮書の中にも書いていましたよね。それに対して意見書でそういうふうな事実でないことを書くなというふうに書いていましたけども、さきに言いましたこの防災科学研究所の地すべり地形分布図、これは誰でも見られるものであって、私でも手に入るんですから、それがこれだけたくさん、すごいですよね、その辺がもう地すべりだらけと。ところがこの業者が言ってるのは、地形に問題はないと、地盤沈下だけを問題にしているんですね。だから、地盤沈下についてはこの地域にはないんだと。また、それに対する公害苦情の受理件数もないと。そういうことで地形は何もないと。だから、この問題を外しているんですね。普通ならば、こんなものも全て手に入れて、それに対する対策を配慮書に書かなきゃならないんですけども、これは質問ないものは関係ないと、こういう本当にこうかつなことをされてきてるんですね。

今後についても、我々は住民の健康とか安全、防災等について大事にしなきゃなりませんけれども、このことから本当に十分に腹据えてというんですか、やっていかなきゃならぬというふうに思います。

いろいろと問題がありますけれども、何にしても皆さん方、さきに言いましたように、1人でも多くの方々にこの町に来てもらいたいし、また、町にいてる方々もそれがもとで町外へ出ていかなきゃならぬというようなことがあっては本当に悲しいことです。そういう点でもう一度御見解を聞きたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 事業所についての転売等については、私のほうでは把握しておりません。ただ、日本風力エネルギー株式会社というところからの説明が当初ありましたので、それに伴って県等からの協議等についても日本気象協会、日本風力エネルギー株式会社との取り引きだけというふうに聞いております。次の方法書においてそういう説明がございましたら、また協議させていただきたいと思います。

それから、まだまだ調査等進んでおりませんので、方法書においては、先ほど述べさせていただいたように、事業の位置、規模、環境保全等適切な配慮全てすべき事項等環境影響評価委員において検討し、また、知事等に意見を申し上げ、そして環境大臣、そして経産省ということに流れていくと思いますので、今後十分検討してまいりたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今後また土地の買収等にも入っていくかというふうなことも心配するんですけれども、何にしてもさきに言いましたように、土地が買われると町外だけじゃなくて国外の方が、あるいは会社が買うことになっていくと思います。それが今後この町のいろんな開発等について考えなきゃならんときに大きな足かせになっていく心配もあります。

健康とか、その辺の問題もございますけども、そういうふうな将来的な観点も踏まえて町長の見解をお聞きしときたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、御心配されていることはもう重々わかっております。そうした中で、前回、配慮書というのを出させていただいた。これについては以前にも申し上げたかと思いますが、有田川町からも町の住民の皆さんからも、ようそこまで書いてくれたというような電話もございました。

そうした中で、やはりこの紀美野町、豊かな自然を生かした夢と活気のある町ということで定住者の皆さんも来られている。また、住民の皆さんも認識されている。そうした中で、今後ともやはりこれらに害することなく対応してまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

現在は、配慮書というのに経産省とか、それから県のほうから意見をつけて向こうへ

出していると。また、方法書というんですか、これらもまた審議が始まると。そして、それによってまた住民に説明しなければならない義務が生じてきます。そうしたことを皆さんとともに情報交換をしながら、何かあったら互いに連絡をし合いながら対応してまいりたい、そのように考えておるところでございますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、次の地すべり問題についてお聞きしたいと思います。

先ほど課長のほうから対策等についてお聞きしました。ワイヤーネットとか砂防堰堤、いろんなことでやってくれているし、1つにはセンサーでもっと対応していくということでありましたけれども、滑り始めたんではちょっとおくれるというんですか、要するに相当事前の段階で逃げなければ逃げられない可能性があると思いますけれども、そのことについての対策ですね、それについてはどうであるのか聞きたいと思います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、美濃議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私、先ほどワイヤーセンサーと伸縮計3カ所と申させていただきました。この伸縮計というのは、地すべりを起こしている、土砂災害を起こしている箇所が一番頂点に立ってございます。ここの伸縮計に異常が出れば、すぐセンサーが反応することになってございますので距離のほうはかなりございます。2キロぐらいはあろうかという形になっておりますので、十分そのセンサーが反応してでも下の住民の方は逃げられるということでございます。

ただし、変位量がどの程度かというのは、まだ現在、県のほうから私は伺ってございません。1センチで動かすのか、2センチで反応さすのかということだと思っておりますが、そういう形になっておるので多分逃げおくれるということはないということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） これだけあるんですよ。これはまだ貴志川の水位だけ

なんですけども、真国もあります。たくさんあって、この小川のほうからずっと下神野の辺まであって、またこの大きいのは滝ノ川ですね、だるまの上のほうをずっと。その後、毛原にもいっぱいあると。こういうことで全体を把握していけるんかどうか、その辺はどうなっているのか聞きたいと思います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、紀美野町内には法指定地というのがございます。これは法にかかわるところの地すべり、もしくは砂防であったり、急傾斜地という箇所と、それから先ほどから出ております土砂災害警戒区域というのが別にございます。それについては土砂災害警戒区域の中には特別警戒区域、もしくは警戒区域、土石流等々ございまして、それについては現在、調査中で進行しておるところでございますので、全地区においてほぼその調査が完了すれば状態が把握できるのではないかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何にしても今の雨の状況は、環境が変わってきたせいか本当に局地にたくさんの雨が降ると、そういうような形に変わってきています。それがためにうちの大事な町民の皆さん方を犠牲に遭わすわけにはいかないと、そういう点で早急に対策をしていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） こちらも県のほうが主体になって調査を進めていただいておりますが、最近是想定外の災害等々も起こるということでピッチを上げて予算をつけてやっていただいておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 次に、交通利便の問題についてお聞きしたいと思います。

この辺については、当面コミュニティバスでやるんだということで答弁ございました。ただ、小型車を利用したものを考えでいくということでもございましたけれども、いろいろと考えていかなきゃならないし、お金も要る問題もございます。相手の今までの対応してきた業者との関係もあるかというふうに思います。タクシーとバスというのはどうも同列なんですよ、会社が。そういうふうなことで一定話はしやすいのではないかと

いうふうに思うんですけれども、ぼちぼちというんですか、でないとバスの行けるとこと行けないところがあるんですね。例えば極端な話、界西とか越打ですとか、国吉行ったら松ヶ峯から始まって谷村というふうにちょっとバスでは対応しきれないところがあって、デマンドといっても限界があるというふうに思うんですけれども、そういう点でだんだんとその方々が車を離さなきゃならない人がだんだん多くなっていくというふうに考えた場合、やっぱり本当にドアツードアという考え方をうちのほうでも検討していかざるを得んというふうに思うんですけれども、その辺について実施は簡単にいかんと思いません。でもいろんな点で検討はしていかなきゃならんんじゃないかというふうに思いますが、その辺について聞きたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃議員の御質問にお答えをいたします。

確かに地域公共交通ですので当然皆様にも御周知しないとイケない。それから地域公共会議とか、そういう会議を経てしていかないとイケないこともあります。ですから、期間も当然要します。また、いろんな要望が寄せられている中、それをも検討してとりあえず庁舎内で検討して、そしてまた業者の方とか、それからまた介護保険の関係も、最近、買い物とか通院とかいろいろ制度が変わってきておまして、それに対する交通の施策も変わってきておきますので、やはり総合的に考えていかないとイケないと思います。

それから、議員御提案のあった全町的に見れば、確かにもう行けない、バスは入れないけれども、小型だったら入れるよという場所もございますので、平等性の観点から申し上げますと、やはり小型の車両を生かして交通手段を確保していくというのは、当然研究していく時期に来ておると思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 課長、最後の言葉で、検討してかなきゃならない時期に来てると、そういうふうに受けとめていいんですね。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしますが、このデマンドバス、それからコミュニティバス、これについては種々検討いたしております、今まででもね。そんな中でよりよい方法を今までもこれやったらどうやろうこれやったらどうやろうということで実は我々検討しているところがございます。その延長線上にあるん

かなと。ただ、私は以前聞きましたけど、町外へ出てコミュニティバスを走らせないのかという話も聞いております。そんなんも含めてこれは検討していきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、4点目の期日前投票の投票所についてお聞きしたいと思います。

先ほど合併協議の段階で協議してきたと。その中でも1箇所であれば費用の問題、職員の問題等があって、また二重投票ですか、この3点の問題から1カ所であればならんというふうになったということでございますけれども、二重投票はなりませんよね、今パソコンを使ってつないでやりますからね。これは問題ないと。後は費用の問題と職員の問題かと思えますけれども、しかし、下津、海南においても、下津の行政局に投票所置いていますし、みなべ町においても、みなべと、それからみなべ川ですか、1町1村が合併したんですけれども、それぞれの旧の自治体に投票所を置いていると、そういうふうに聞きます。やっぱり住民の方の政治に賛成する権利にもかかわる問題であるというふうに思います。

確かに旧美里町は人口も減ってきておりますけれども、その方々にも権利という点で投票所を置いていくということが必要かというふうに思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしますが、今までにも再三この問題についてはともに協議をしましてまいりました。しかしながら、先ほど課長が申し上げましたように、職員数の減、これを今現在183名と減らしております。合併した当時は240名ございました。そして、その183名の中に消防職員も含めた人数でございますので、そうした中で2カ所へこれをつくるということは非常に至難のわざです。やはり期日前投票、これだけ動員していかなければならん。そうしたことでございます。

それと、もう1つは、先ほど課長が答弁いたしましたように、現在でも47.53%の投票率であると、期日前ね。ということでほぼ半数の方がこれを利用していただいているという中で目的を達成しているのではないかと、このように考えておりますので、ひとつそこを十分御理解をいただいて、今後ともこの1カ所でより利用のしや

すいような方法を考えていきたい、そのように思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町長言われるように、47.53%というふうに言われましたけれども、これは私も行ってきたよという人の話を聞きましたけれども、やっぱりお金を使ってバスに乗って時間を使って行ってくれてるんですね。だから、その方々が投票しなきゃならんというそういう思いがあって行ってくれているんですけども、さらに行ってもらいやすく、また昔、我々より上の人の意識と我々より下の人の意識が違うというふうに思います。そういう点でやっぱりお金で買えるんかどうか、参政権というのは。そういう点でもう一度見解を聞いておきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃられることも重々わかります。しかしながら、やはり人員の問題、また私もよく勝谷のほうへ行かせていただきまして、おばちゃんとお話をさせていただいたこともございます。私は単車に乗って実は入れに行くんやという話もされてました。しかし、それでこそ私は値打ちがあるんじゃないかというふうに思います。

やはりわかりながらそうした期日前投票するよりも、1カ所へ皆さん集まっていたいただいて投票していただく、これが大きな意義あるものと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 以上で美濃良和君の一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問の途中でありますけれども、まだ質問者が残っており、本日中に終了できない見込みであります。

よって、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

延 会

○議長（美野勝男君）

本日は、これで延会します。

（午後 4時40分）